

厚真町庁舎周辺等整備基本構想・基本計画

(素案)

令和5年2月



厚真町庁舎周辺等整備基本構想・基本計画 (素案)

目 次

I 基本構想編	1
第1章 現況とこれまでの経緯	2
1-1 現施設の状況	2
1-2 これまでの経緯と整備の必要性	5
1-3 計画の位置づけ	5
第2章 基本理念・基本方針	6
2-1 基本理念	6
2-2 基本方針	7
2-3 各施設の活用方針	13
第3章 整備方針・導入機能・整備規模	16
3-1 役場庁舎	16
3-2 文化交流施設・(仮称) アイヌ歴史文化センター	21
3-3 消防庁舎	24
3-4 駐車場・駐輪場	25
第4章 土地利用計画	26
4-1 庁舎周辺エリアの土地利用計画・ゾーニング	26
4-2 動線・施設整備計画	27
4-3 防災計画	30
II 基本計画編	34
第5章 役場庁舎	35
5-1 機能・面積	35
5-2 建築計画	39
第6章 文化交流施設・(仮称) アイヌ歴史文化センター	43
6-1 機能・面積	43
6-2 建築計画	46
第7章 消防庁舎	48
7-1 機能・面積	48
7-2 配置計画	54
第8章 既存施設の改修計画	56
8-1 総合福祉センター	56
8-2 総合ケアセンターゆくり	56
第9章 広場計画	57
9-1 機能	57
第10章 事業計画	58
10-1 事業手法	58
10-2 事業スケジュール	60
10-3 概算事業費・財源	61
III 資料編	62
資料1. 検討体制	63
資料2. 検討経緯	64
資料3. 厚真にぎわい会議(町民ワークショップ)の開催結果	65

I 基本構想編

第1章 現況とこれまでの経緯

1-1 現施設の状況

(1) 対象エリア・対象施設

本計画は、役場庁舎をはじめとする9の公共施設が立地するエリアを対象範囲（以下、「庁舎周辺エリア」という）とします。

役場庁舎や創作館、旧児童会館、消防職員住宅は既に耐用年数を経過し、総合福祉センター、青少年センター、旧母子健康センター、胆振東部消防組合（消防庁舎）についても老朽化が進んでいる状況です。

No.	施設名称	所在地	階数	構造	延面積(㎡)	竣工年 (和暦)	竣工年 (西暦)	耐用 年数	経過 年数	老朽化率
1	役場庁舎	京町120	2	RC造、S造 ※昭和60年(1985年)、平成4年(1992年)に別館を増築 (S造/541.83㎡、S造/72.11㎡)	1,450.03	昭和28年	1953	60	70	116.7%
2	厚真町総合福祉センター	京町165-1	2	RC造(一部S造)	2,181.03	昭和49年	1974	60	49	81.7%
3	厚真町総合ケアセンターゆくり	京町165-1	2	RC造	2,471.67	平成16年	2004	60	19	31.7%
4	厚真町青少年センター	京町165-1	2	RC造 ※平成3年(1991年)に町民ギャラリーを増築(RC造/255.14㎡)	1,510.12	昭和54年	1979	60	44	73.3%
5	創作館	京町165-1	1	W造	357.21	昭和52年	1977	40	46	115.0%
6	旧児童会館	京町158-1	1	CB造(一部S造) ※平成14年(2002年)に増築(S造/195.60㎡)	626.10	昭和40年	1965	50	58	116.0%
7	旧母子健康センター	京町164-1	1	CB造(一部S造)	282.86	昭和48年	1973	50	50	100.0%
8	胆振東部消防組合	錦町125	2	RC造、S造 ※昭和56年(1981年)、平成5年(1993年)、平成11年(1999年)に増築 (S造/232.72㎡、RC造96.39㎡、S造/179.40㎡)	999.37	昭和46年	1971	60	52	86.7%
9	消防職員住宅	錦町125	1	W造	422.32	昭和47年 昭和49年	1972 1974	40 40	51 49	127.5% 122.5%

※老朽化率＝経過年数／耐用年数

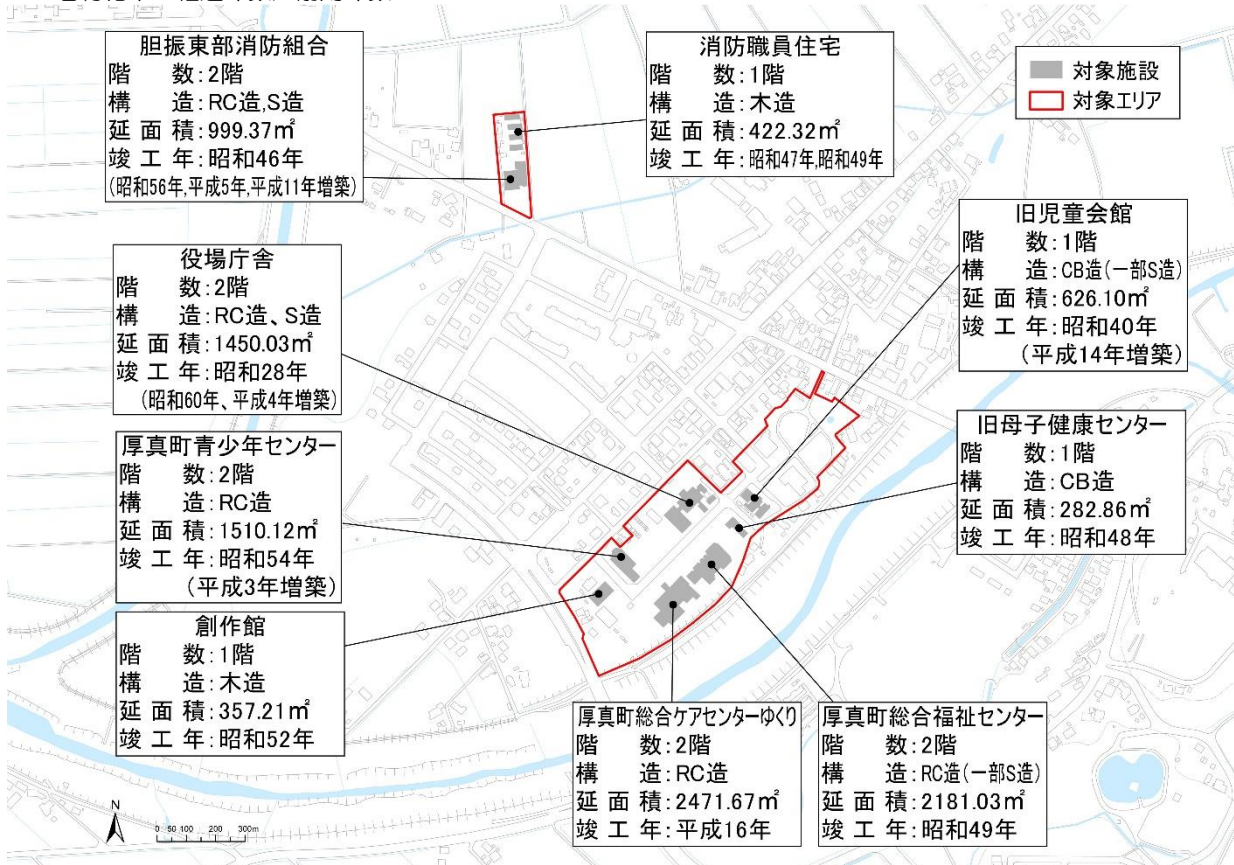


図 対象エリア・対象施設

■ 役場庁舎



■ 役場庁舎 別館



■ 青少年センター



■ 創作館



■ 総合福祉センター



■ 総合ケアセンターゆくり



■旧母子センター



■旧児童会館



■胆振東部消防組合（消防庁舎）



1-2 これまでの経緯と整備の必要性

本町では平成29年11月に「厚真町庁舎及び周辺施設整備基本構想」、平成30年8月に「厚真町庁舎及び周辺施設整備基本計画」を策定しましたが、本町に甚大な被害をもたらした平成30年北海道胆振東部地震や、新型コロナウイルス感染症の拡大により、本町の情勢も大きく変化しています。

そこで、広く町民等の意見を把握しながら、改めて役場庁舎や周辺施設の機能、役割、規模、建設場所に関する考え方等を検討し、新たに庁舎周辺等整備基本構想・基本計画を策定します。

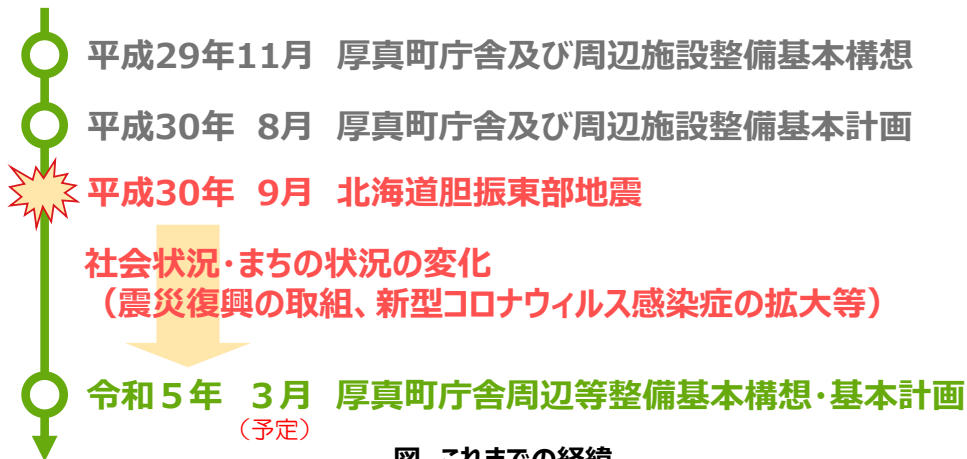


図 これまでの経緯

1-3 計画の位置づけ

本計画は、上位計画である「第4次厚真町総合計画改訂版」に即するとともに、復旧・復興計画や第2期まち・ひと・しごと創生長期ビジョン・総合戦略、強靱化計画、都市計画マスタープランなどの各種関係計画との整合を図るものです。

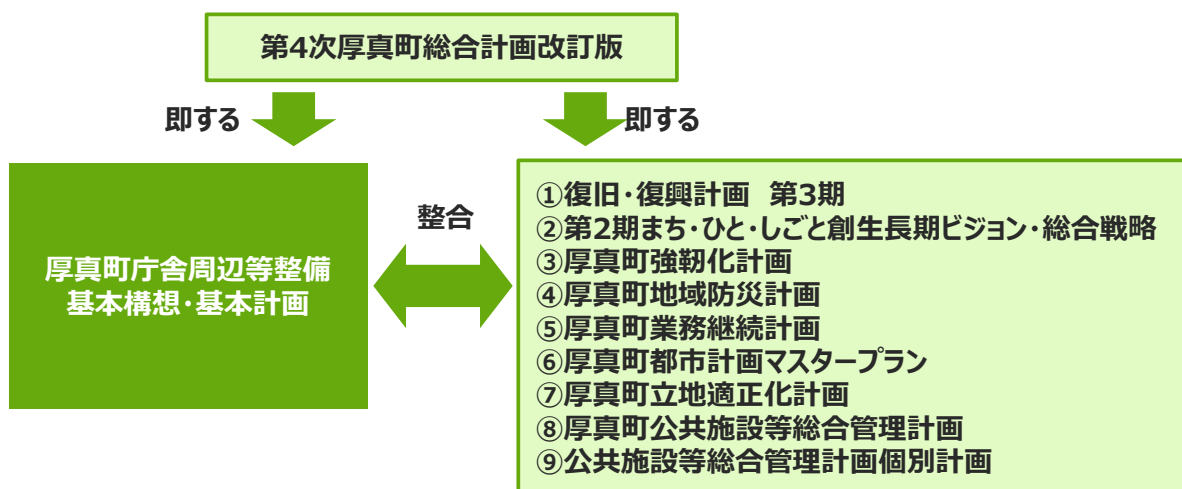


図 計画の位置づけ

第2章 基本理念・基本方針

2-1 基本理念

庁舎周辺エリアは、役場庁舎をはじめ、青少年センターや総合福祉センター、総合ケアセンターゆくり、認定こども園つみきなど、行政、文化、福祉、教育、子育てなど様々な都市機能が集積した、町の中心＝「まちのコア」となるエリアです。

北海道胆振東部地震の復興途上の中、庁舎周辺エリアの再整備にあたっては、これからも厚真で「暮らし続けたい」、町外からも厚真に「暮らしたい・行ってみたい」と思えるまちを形成していくため、庁舎周辺エリアは、今後も町民の暮らしや産業、安全・安心を支える「まちのコア」としての役割を担います。

古くから「広場」は、多様なヒトやモノ、コト、情報が行き交う場、まちに住む人々の居場所であり、様々な暮らしの営みやアクティビティが各所で行われている、いわばパブリックライフが展開している場です。

「暮らし続けたい・行ってみたい」と思える厚真を形成していくために、庁舎周辺エリアでは、災害時における司令塔としての役割を担いながら、様々な都市機能を連携・融合させ、人々の居場所となり、多様な交流や新しい挑戦、文化が生まれる屋内・屋外の場＝「ひろば」をつくり、「ひろば」を日常生活の中でみんなが使うことによって、「まちのコア」に賑わいを創出していくことが重要と考えます。

この「ひろば」で一人ひとりの幸せが生まれ、育ち、広がり、厚真の明るい未来につながっていく。そのような想いを込めて、庁舎周辺エリアの再整備における基本理念を次のように設定します。

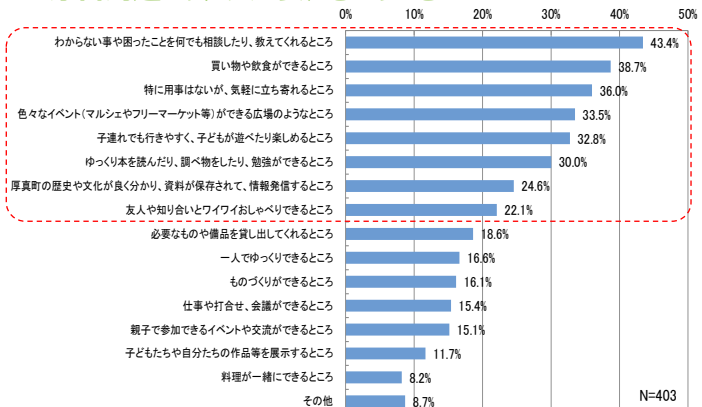
厚真の明るい未来が生まれる“ひろば” の整備を目指します

※施設や広場のキャッチフレーズ・愛称は、完成時に広く募集することを考えます。

参考：厚真にぎわい会議（町民 WS）意見 ～重要だと感じること（一部抜粋）～

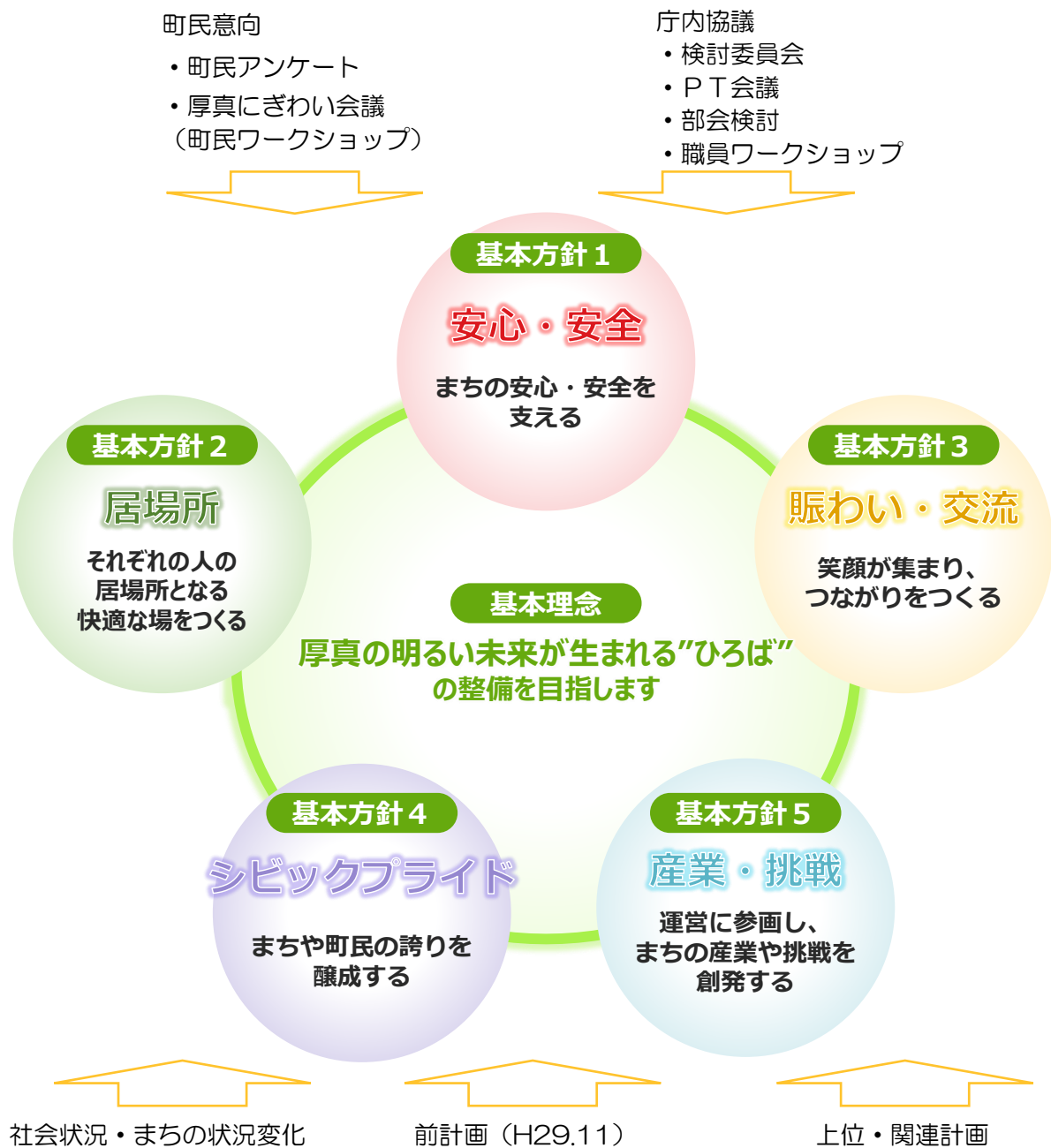
- ✓ 人とのつながり出会いの場の大切さ
- ✓ 気楽に日常を表現できる場に
- ✓ 居心地がいい
- ✓ ついでではなくあえて寄りたい場所に
- ✓ 普段使いと非常時の活用の一石二鳥
- ✓ だんだん良くなる、自分達で作り上げていく
- ✓ 地元が主役

参考：町民アンケート調査結果 ～庁舎周辺エリアに必要なと思うこと～



2-2 基本方針

基本理念をもとに、庁舎周辺エリアの再整備における基本方針は、前計画（H29.11）を踏まえつつ、平成30年9月の北海道胆振東部地震に伴う様々な経験、上位・関連計画における方針、町民ワークショップ、アンケート、ヒアリング等の町民意向を踏まえて、5つの基本方針を設定しました。



基本方針 1 : [安心・安全]まちの安心・安全を支える

**方針 1-1 (災害対策の司令塔) : 災害時も機能を発揮できる庁舎・消防庁舎の整備**

- 大地震や洪水などの災害時に、災害対策本部としての機能を十分に発揮し、平時から復興までのあらゆる時間軸にも活用できるよう、十分な耐震性の確保や浸水対策を施した拠点施設として機能強化を図ります。
- 確実かつ迅速な消防・救急活動ができる消防庁舎を整備します。

方針 1-2 (記憶・意識) : 災害の記憶を伝え、地域防災や情報発信を担う施設の整備

- 震災の記憶を残し、伝承と発信を行う施設を整備します。
- 震災の経験を踏まえ、町民の防災・減災意識を高める施設活用を図ります。

方針 1-3 (ユニバーサルデザイン) : すべての人が利用しやすいユニバーサルデザインの導入

- 年齢、性別、国籍、人種、障がい、価値観に関わらず、誰もが利用しやすいバリアフリーに配慮し、ユニバーサルデザインを導入した「人にやさしい施設」を目指します。
- 駐車場や駐輪場などの周辺整備にも配慮し、来街者の利便性向上を図ります。

参考：厚真にぎわい会議（町民ワークショップ）で出された意見
～庁舎周辺にあったらいいもの～

- 災害があっても安心安全な場所



基本方針 2 : 【居場所】それぞれの人の居場所となる快適な場をつくる



方針 2-1 (居場所) : 町民それぞれの快適な親しみやすい居場所となる施設の整備

- 町民の誰もが気軽に立ち寄ることができ、厚真の暮らしを豊かにする日常的な居場所となる「サードプレイス※」の創出を目指します。
※サードプレイス；自宅や職場・学校ではない、心地の良い第3の居場所のこと。

方針 2-2 (学びの場) : 将来への夢を育み、多様な学習、文化活動が楽しめる「学びの場」「遊び場」の整備

- いつでも、安全・安心して遊べる場、社会性や創造性、自主性を学ぶ場を整備します。
- 図書・創作を核とした文化交流拠点の整備、良質な時間を過ごせる豊かな滞在空間を創出し、明るくてあたたかい、オープンな施設を整備します。
- 厚真町の埋蔵文化財をはじめとするアイヌ文化や開拓遺産・精神を身近に触れる事の出来る施設とします。
- 多種多様な町民の自主的な文化芸術活動を活性化する施設を整備します。

方針 2-3 (利便性・快適性) : 利便性・快適性の高いコンパクトな役場庁舎の整備

- 町民が利用する際に、わかりにくさや不便さなどを解消し、町民サービスの充実及び利便性、快適性を感じられる施設を目指します。
- アフターコロナ社会を見据え、社会情勢や町民ニーズの変化による行政組織や行政サービスの見直し、働きやすく効率的で創造的な業務環境の見直しなど、将来の変化に対応できる柔軟な機能と空間を確保します。

参考：厚真にぎわい会議（町民ワークショップ）で出された意見～庁舎周辺にあってほしいもの～

- リラックスできる場所
- 食が楽しめる場所
- 生活に便利な場所
- 学習と仕事ができる場所
- 健康になれる場所

The illustration includes the following elements:

- Relaxation:** People sitting on a bench, a person reading, a person looking out a window.
- Dining/Community:** People at a cafe, a food court, a bakery, a cafe with a menu board.
- Convenience:** A bus stop with a waiting room, a bicycle repair station, a post office.
- Learning/Work:** People at a desk, a library, a study room, a meeting room.
- Health:** A person exercising, a person reading, a person using a computer.
- Other:** A person working at a desk, a person using a computer, a person reading, a person looking out a window, a person sitting at a desk, a person looking out a window.



基本方針3：【賑わい・交流】笑顔が集まりつながりをつくる

方針3-1（交流）：子どもから高齢者までの色々な笑顔が溢れつながる文化交流拠点の整備

- 図書館を核として、創作機能やホール機能を活用しながら、様々なヒト・モノ・コトの交流を創出し、厚真の文化交流を育む拠点を整備します。

方針3-2（子ども）：子どもや子育て世代が安心して過ごせる「ひろば」の整備

- 安心して子どもが学習や遊べる文化交流拠点を整備し、子どもたちの関わり合いを通して親同士の交流を創出するとともに、安心して子どもを連れていきたくなる施設整備に配慮します。

方針3-3（賑わい・交流人口）：町民の賑わいの核となり、魅力的な運用により交流人口を誘導する施設整備

- 厚真の賑わいの核となる交流広場（公園）を整備し、町民などが主体となる屋外での各種イベント事業の利便性を高める基盤を整備します。

参考：厚真にぎわい会議（町民ワークショップ）で出された意見
～庁舎周辺にあつらいもの～

- 子どもや子育て世代が過ごせる場所



- つながりが生まれる場所



真冬もあたたかくて自由に遊べる空間



- 楽しく遊べる場所





基本方針4：【シビックプライド】まちや町民の誇りを醸成する

方針4-1（文化伝承）：まちの歴史・文化を継承し、地域内外との交流を生む施設の整備

- 旧石器時代から現代に至る厚真の歴史・文化、アイヌ文化、胆振東部地震の記憶を残し、後世に伝え町外に発信する施設を整備します。
- 文化交流拠点として教育や観光等と連携しながら、地域内外の方との協働や交流の創出を目指します。

方針4-2（厚真らしさ）：まちの歴史とともに歩んできた歴史資産等の活用

- 庁舎周辺の整備にあたっては、既存の街路樹や碑、現役場庁舎の歴史的価値等について、可能な範囲での活用等も検討し、庁舎周辺の景観や歴史を次世代へ紡いでいきます。

方針4-3（ひとづくり）：厚真を担うひとづくりの場の創出

- 文化交流拠点では厚真の未来を担う子どもたちに、地域資源を活用した学習機会を提供し、「学ぶ場」「体験する場」の創出を図るとともに、郷土を愛する児童生徒を育成する施設を整備します。
- 文化交流を通じた地域のつながり・コミュニティの活性化を目指します。

**参考：厚真にぎわい会議（町民ワークショップ）で出された意見
～庁舎周辺にあつたらいいもの～**

●文化が育まれる場所



●厚真町を知り厚真に触れられる場所



基本方針5：【産業・挑戦】運営に参画し、まちの産業や挑戦を創発する

**方針 5-1（町民参加）：町民が施設運営や地域課題解決に取り組み、まちの産業につなげていく施設整備**

- 施設整備においては、農林漁業やローカルベンチャーなど、厚真の産業と連携を図ります。
- 周辺の商店街や施設等との連携を図り、市街地全体の回遊性と賑わいの創出を図ります。
- 施設整備の過程に町民が参加し、町民の具体的な活用を想定した施設整備とします。
- 子どもたちと施設整備の過程を共有し、この時にしかない特色ある教育の場として活用します。

方針 5-2（環境）：地域資源を活かし、省資源・省エネルギーなど環境に配慮した整備

- 環境負荷を低減し、カーボンニュートラルのまちづくりを推進するため、省エネルギー化や自然エネルギーの活用、リサイクルなど、地球環境に配慮するとともに、維持管理コストを最小限に抑える経済性を兼ね備えた施設を目指します。
- 地域産木材を活用します。（CLT※等）

※CLT：ひき板を並べた後、繊維方向が直交するように積層接着した木質系材料で、建築の構造材のほか、土木用材、家具などにも用いられている。

方針 5-3（ICT）：ICT 活用で町の利便性や産業・地域活性化を目指す施設整備

- デジタルトランスフォーメーション（DX※）の推進により、各種行政サービスや情報取得の利便性や快適性の向上を目指した計画とします。

※DX：データとデジタル技術を活用し、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること。デジタルトランスフォーメーションの略。

参考：厚真にぎわい会議（町民ワークショップ）で出された意見
～庁舎周辺にあつらいいもの～

- 活動や挑戦をサポートしてくれる場所



2-3 各施設の活用方針

施設の現状のほか、町の総合計画や公共施設等総合管理計画個別計画などの上位・関連計画における方向性を踏まえ、庁舎周辺エリアにおける施設活用方針を次のとおり設定しました。

(1) 役場庁舎

施設の老朽化が進行しており、災害時における災害対策本部機能を確保するため、新たに役場庁舎を【移転改築】します。

ただし、現役場庁舎の建物の取り扱いについては、町民意向等も踏まえながら、本計画の策定後に方向性（解体または活用）を検討することとします。

(2) 厚真町総合福祉センター

築40年以上経過し、建築・設備等の老朽化が進んでいるが、町内における大規模イベント等を実施できるホール機能（大集会室）を拡充する【改修】を行い、継続利用を図ります。

(3) 厚真町総合ケアセンターゆくり

築20年経過しておらず、施設の状況も良好であることから、機能再編に伴う【内部改修】により、継続利用を図ります。

(4) 厚真町青少年センター

青少年センターは築40年以上経過し、建築・設備も老朽化が進んでいることから、他の老朽化施設と集約化・複合化した文化交流施設として【移転改築（機能の集約化）】を行い、庁舎周辺エリアとして一体の施設整備を行います。

(5) 創作館

築40年以上経過し、建築・設備の老朽化が進んでいることから、他の老朽化施設と集約化・複合化した文化交流施設として【移転改築（機能の集約化）】とし、庁舎周辺エリアとして一体の施設整備を行います。

(6) 旧児童会館

旧児童会館は築50年以上経過しており、建築・設備の老朽化が進んでいることから、他の老朽化施設と集約化・複合化した文化交流施設として【移転改築（機能の集約化）】とし、庁舎周辺エリアとして一体の施設整備を行います。

(7) 旧母子健康センター

築40年以上経過し、建築・設備の老朽化が進んでいることから【解体】とします。

(8) 商工会館

一体的な庁舎周辺エリアの再整備を行い、合理的な土地利用としていくため、【移転改築（機能の集約化）】とし、役場庁舎へ集約することとします。

(9) 胆振東部消防組合・消防署

築50年経過することから、消防の拠点施設として安全性を確保するため【移転改築】とします。

(10) 消防職員住宅

築40年以上経過し、建築・設備の老朽化が進んでいることから、既存住宅ストックの活用により居住機能を確保した上で、現施設は【解体】とします。

(11) その他

上記以外の町有施設や周辺施設等についても、庁舎周辺エリアとして一体の施設整備を図ります。

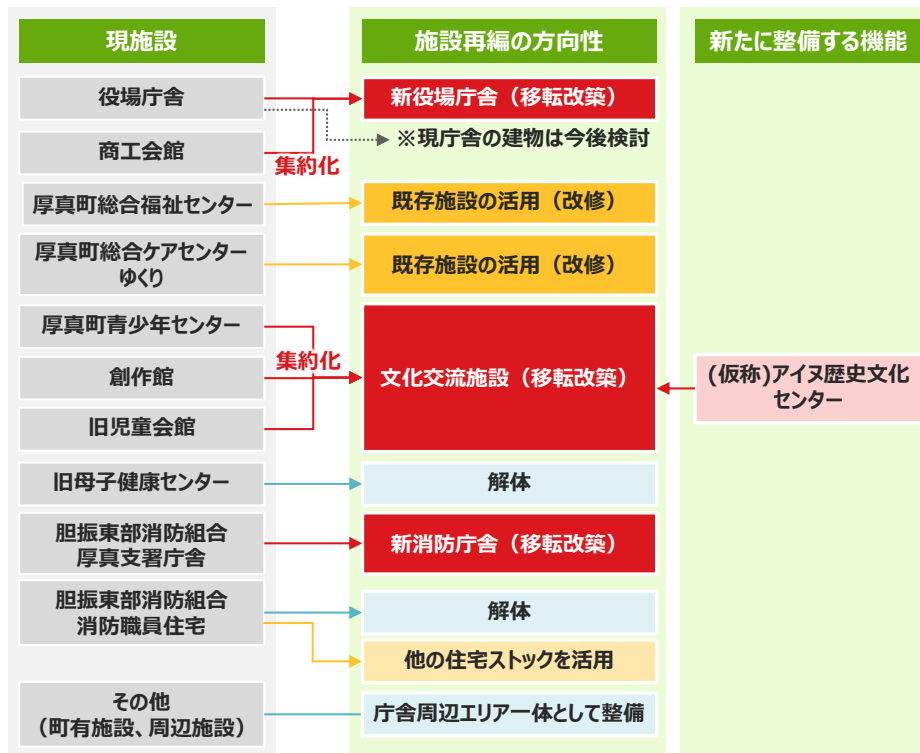


図 活用方針

※参考：現役場庁舎について

「厚真町役場庁舎についての所見」(札幌市立大学 羽深久夫名誉教授(北海道文化財保護審議会委員) / 令和2年11月16日)より抜粋

現在地に新築された木造の旧庁舎は構造と様式が近隣町村に稀にみるもの、鉄筋コンクリート造の現庁舎は構造、様式が全道町村第一といわれたと「厚真村史」にあるが、「2、建築概要」に述べたように、現庁舎が十勝沖地震の災害復旧事業でありながら、村の象徴として、建築計画の基本を踏まえ、経済性の検討、増築の配慮、事務の効率、住民サービス、室内環境の配慮が行われた戦後間もない時代の北海道における先進的な庁舎建築であることは間違いないであろう。

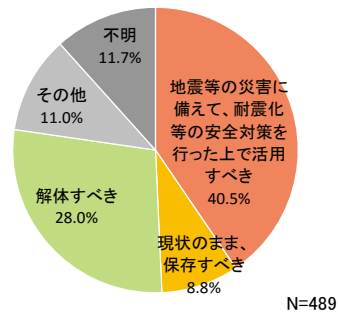
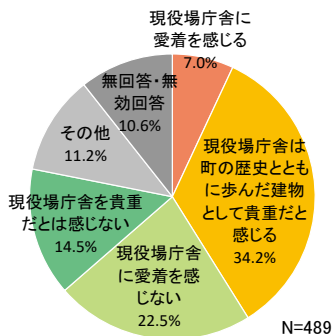
また、様式的には戦前のネオゴシックの影響をファサードに受けながらも、平面計画、断面計画、立面計画には戦後の合理主義の考えが認められる。

以上から、現庁舎は国が定める登録有形文化財登録基準である、原則として建設後50年を経過し、(1)国土の歴史的景観に寄与しているもの、(2)造形の規範となっているもの、(3)再現することが容易でないもの、うちの(2)に該当する建築と考えられる。

町民アンケート調査結果

【現役場庁舎をどのように感じますか】

【現役場庁舎をどのようにすれば良いと思いますか】



第3章 整備方針・導入機能・整備規模

3-1 役場庁舎

(1) 整備方針

役場庁舎の整備にあたり、次の3つの整備方針を設定しました。

① 訪れやすく誰もが利用しやすいサービス拠点づくり

【窓口サービスの合理化・効率化】

- ・現在、総合ケアセンターゆくりや青少年センターに分散している窓口や執務空間を集約化し、来庁者目線に立った合理的・効率的で利用しやすい窓口サービスとします。

【窓口での基本対応の充実】

- ・現在は個別相談するスペースが少ないため、来庁者のプライバシーに配慮した窓口機能の強化を図ります。
- ・来庁者が目的の窓口にわかりやすく、すぐ辿りつけるように、来庁者が認識しやすいサイン計画とします。
- ・執務空間から窓口カウンターの行き来が容易となる計画とし、すぐに来庁者をサポートできる空間とします。

【待合スペースの拡充】

- ・現在は待合スペースが不足しているため、窓口が混雑している際も快適に待つことができるよう待合スペースを拡充します。

【周辺施設との連携を含めた交流促進／情報発信機能の充足】

- ・来庁者が気軽に休憩できるなど立ち寄りやすさに留意します。
- ・町内の各種情報を発信する場を設けます。

② コンパクトでストレスフリーな庁舎ワークプレイスづくり

【多様な執務空間の確保】

- ・狭隘化している執務空間を解消するとともに、将来を見据え、業務内容に応じた多様な執務空間を確保します。
- ・個人情報を取り扱う執務空間への入室を回避し、セキュリティに配慮した計画とします。

【部署連携・部署近接に配慮した執務空間】

- ・全員の顔が見渡せ、横断的に連携がとりやすい執務空間とします。ワンフロアで用事が完結する構成とします。

【組織変化への対応（フレキシビリティの確保）】

- ・職員数や組織の変化に対応可能なフレキシブルな執務空間とします。

【会議室・打合せスペースの充実】

- ・職員用の会議室、打ち合わせスペースを確保します。

【リフレッシュ機能の拡充】

- ・来庁者からの視線に配慮した、自席以外で休憩や食事が取れる職員のリフレッシュ空間の充実を図ります。

【ICT インフラの導入】

- ・WEB 会議が可能なスペースを確保します。
- ・無線 LAN の導入、ペーパーレス化を推進し、働きやすい環境を支える ICT インフラの導入を計画します。

③安全安心・頼りがいのある将来を見据えた行政拠点づくり**【災害対策本部機能に相応しい安全対策】**

- ・災害時における災害対策本部として機能する耐震性や安全性を確保します。
- ・厚真川の浸水想定区域内に位置しているため、かさ上げも含めた 1 階床レベルの高さ検討や浸水防止対策を検討します。

【カーボンニュートラル化を推進する環境に配慮した庁舎】

- ・ZEB※（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）も目指した、省資源・省エネルギーなどの環境負荷の低減に配慮した庁舎を目指します。
- ・CLT 等の地域産材を活用した庁舎整備を目指します。
※ZEB：快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを
目指した建物のこと。

【バリアフリー・ユニバーサルデザインの導入】

- ・バリアフリー・ユニバーサルデザインを導入し、誰もが利用しやすい施設計画とします。

【アクセスしやすい動線計画】

- ・バス等の公共交通機関の乗り入れが可能で、高齢化を見据えた自家用車に頼らずとも来庁しやすい計画とします。
- ・雨天時も来客者が雨にぬれずに施設に入れるような、来庁者に優しい施設計画とします。

【物品管理、文書管理の高度化】

- ・物品倉庫、書庫などの収納スペースの充実を図ります。
- ・適切な文書管理システムを導入します。

(2) 整備規模

役場庁舎の規模算定にあつては、国土交通省「新営一般庁舎面積算定基準」と総務省「起債許可標準面積算定基準」による面積を基本としながら、人口規模に近い道内自治体や現状の役場面積を踏まえて想定します。

【検討条件】

人 口：4,452 人（住民基本台帳／令和 3 年 2 月末）

職員数：現役場庁舎と総合ケアセンターゆくりに勤務する職員は 129 名（令和 4 年（2022 年）1 月 1 日時点）ですが、今後の復興事業に係る職員の減少等を考慮し、120 人（図書スペースに勤務する職員を除く）と設定して算定することとします。

表 想定する職員数

区分	現行人数	設定値	備考
①三役・特別職	3	3	現行人数
②課長級	18	18	現行人数
③課長補佐・係長級	23	23	現行人数
④一般職員	62	55	(120人－(①～③の人数))×一般職員の比率から設定
⑤臨時職員	23	21	(120人－(①～③の人数))×臨時職員の比率から設定
合計	129	120	

※現行人数は、令和 4 年（2022 年）1 月 1 日時点

【A】国土交通省 新営一般庁舎面積算定基準に基づく規模算定

区分	役職	人数	換算率※1	基準面積 (㎡) ※2	面積 (㎡)	
執務面積	(ア) 事務室	三役・特別職	3	6.0	4.0	72
		部長・次長級	0	6.0	4.0	0
		課長級	18	2.5	4.0	180
		補佐・係長級	23	1.8	4.0	166
		一般職員	55	1.0	4.0	220
		製図者		1.7	4.0	0
		会計年度職員	21	1.0	4.0	84
		職員合計	120			722
小計(1)			補正率	1.1	794	
付属面積	(イ) 会議室	(国交基準) 100人当たり40㎡、10人増すごとに4㎡×1.1			53	
	(ウ) 電話交換室	換算人員	180.4	標準面積	36	-
	(ロ) 倉庫	(ア)事務室面積(補正率を乗じる前)の13%			94	
	(カ) 宿直室	1人10㎡、1人増すごとに3.3㎡	1名を想定		10	
	(キ) 庁務員室	1人10㎡、1人増すごとに1.65㎡	1名を想定		-	
	(ク) 湯沸室	6.5~13.0㎡を標準	10㎡×3階(3階建を想定)		30	
	(ケ) 受付及び巡視溜	最小6.5㎡			-	
	(コ) 便所、洗面所	職員数100人以上の場合	標準面積	46	46	
	(サ) 医務室	職員数100人以上の場合	標準面積	45	-	
	(シ) 売店	職員数150人以上の場合に設置	一人あたりの㎡	0.085	-	
	(ス) 食堂、喫茶室	職員数100人以上の場合	標準面積	54	-	
	小計(2)				233	
その他	(ハ) 固有業務	業務支援機能、窓口機能、福利厚生機能等(固有業務面積算定表参照)			415	
	(ニ) 議事堂(議場、委員会室、議員控室等)	議員数(人)	11	標準面積	35	385
		※国土交通省新営一般庁舎面積算定基準には議事堂の項目が無いため、総務省起債基準面積で追加計上				
	(ヒ) 商工会				100	
小計(3)				900		
設備関係	(ト) 機械室(冷暖房)	小計(1)~(3)計	1,926	標準面積	311	311
	(チ) 電気室(冷暖房)	同上		標準面積	61	61
	(リ) 自家発電室	同上		標準面積	29	29
	小計(4)				401	
交通・車庫	(レ) 共通部分	小計(1)~(4)計	2,327	指数	35%	815
	(ロ) 車庫	自動車台数	0	指数	18	-
	小計(5)				815	
合計(小計(1)~(5))					3,142	

※1：換算率は「新営一般庁舎面積算定基準」の「3.地方小官署(署、所)県単位以下」の数値による。

※2：基準面積は「合同庁舎において第1次出先機関が入居する庁舎の事務室」で示される4.0㎡とする。

■固有業務内訳

諸室	面積 (㎡)
更衣室	50
台帳倉庫	100
備蓄倉庫	50
印刷室	25
サーバ室	20
防災対策室	80
会議室	50
相談室	40
合計	415

【B】総務省「起債許可標準面積算定基準」（平成22年度）の準用による規模算定

区分	役職	人数	換算率※3	基準面積 (㎡)	面積 (㎡)
(ア)事務室	三役・特別職	3	12.0	4.5	162
	課長級	18	2.5	4.5	203
	課長補佐・係長級	23	1.8	4.5	186
	一般職員	76	1.0	4.5	342
	製図者	0	1.7	4.5	0
	職員合計	120			893
(イ)倉庫	(ア)の面積	893	指数	13%	116
(ウ)会議室等	7.0㎡×職員数	120		7.00	840
(エ)共用入 ^レ -ス	(ア～ウ) 計	1,849	指数	40%	740
(オ)車庫	1台につき25㎡	0	指数	25.0	-
(カ)議事堂（議場、委員会室、議員控室等）	議員数（人）	11	指数	35	385
(キ)商工会					100
合 計					3,073

※3：換算率は「総務省起債許可に係る標準面積」の人口5万人未満の市町村の数値による。

【C】総務省「地方債同意等基準運用要綱」に基づく規模算定

役場庁舎の建設の財源として、地方債の活用により確保することが一般的ですが、地方債を所管する総務省では、地方債同意等基準運用要綱により標準的な面積の基準を定めています。令和3年度の運用要綱では「防災対策事業」における庁舎移転に関する面積要件として「入居職員数×職員一人当たり面積（35.3㎡）と移転前面積を比較して大きい方を上限とすることが定められています。

$$120 \text{ 人} \times 35.3 \text{ ㎡} = 4,236 \text{ ㎡}$$

【D】想定する面積

【C】は上限値として想定し、【A】【B】と将来的な人口減少を踏まえながら、諸室の共有利用や施設の効率化を図ることで、**約 2,900㎡**の規模に絞り込み検討します。

今後、役場庁舎の詳細検討の段階で、必要面積の積み上げによる規模算定を踏まえて、精査していくことが必要です。

役場庁舎 総面積 約 2,900㎡

3-2 文化交流施設・(仮称)アイヌ歴史文化センター

(1) 整備方針

現在の厚真町青少年センター、創作館、旧児童会館の機能を集約・複合化するほか、厚真町で発掘された縄文時代やアイヌ文化の埋蔵文化財の展示を中心とした「(仮称)アイヌ歴史文化センター」を複合化した文化交流施設を整備します。

整備にあたっては、次の3つの整備方針をもとに検討を進めます。

①機能が連携・融合した施設づくり

図書、創作、研修、歴史・文化、交流といったそれぞれの機能が複合化・融合することで、新たな活動や交流の創出、新たな厚真の文化を育む場づくりを行います。

②施設と広場が一体となった「まちのリビング」づくり

うち(施設)とそと(広場)が一体となった配置計画とし、町民にとってまちの“居場所”となる居心地の良い快適な空間を形成します。

③町民が参加する施設の運営・活用

文化交流施設・(仮称)アイヌ歴史文化センターは整備して終わりではなく、町民自らが施設の運営や活用に参加する仕組みを構築します。

(2) 導入機能と整備規模

①文化交流施設

文化交流施設は、図書、創作、ホール等の既存施設が有する主機能を確認しつつも、図書機能の強化を図るとともに、類似機能の集約化を行い多目的研修機能、会議、展示、創作、事務機能等が複合化した、文化交流の拠点となる施設を整備します。

導入機能とその想定規模は次に示すとおりです。延床面積の合計は約 2,000 m²と、各施設の集約化によって、町が保有する床面積を約 370 m²減少することが可能となります。

機能	青少年センター	町民ギャラリー	創作館	児童会館	文化交流施設
図書	図書コーナー 約280m ²	図書館機能の強化			図書機能 約650m ²
プラネタリウム	プラネタリウム 約50m ²	デジタル映像学習の場として図書館機能に集約			
展示	展示 約170m ²	特別展示室 約100m ²	機能集約 ※エントランスホール等との兼用、図書館機能との一体利用を想定		展示機能 約100m ²
創作			創作室 計 約180m ²	現状規模	創作機能 約180m ²
ホール	展示 約170m ²			ホール 約210m ²	機能集約 現状規模 多目的研修機能 約200m ²
会議	研修室×4 計 約160m ²		談話室 計 約40m ²	一部、役場庁舎へ集約し、 適正規模に縮小	会議機能 約40m ²
事務	管理事務室 約40m ² →図書機能の強化に伴う事務機能の増加	管理事務室 約100m ² →役場庁舎へ集約	事務室 約20m ² →「ゆくり」への移転を想定	事務室 約180m ² →「ゆくり」への移転を想定	事務機能 ※ 約130m ²
共用等 その他	約550m ²	約60m ²	約120m ²	約110m ²	約700m ²
合計	約1250m ²	約260m ²	約360m ²	約500m ²	約2,000m ² 計 約2370m ² → 規模の縮小・効率化

※図書館機能の事務機能を担うことを想定され、施設管理体制に応じて面積の増減が想定される

図 想定規模

文化交流施設 総面積 約 2,000 m²

②（仮称）アイヌ歴史文化センター

平成 14～29 年度に行った厚幌ダム建設事業に伴う埋蔵文化財発掘調査で出土した遺物の公開活用を中心に厚真町内の縄文時代やアイヌ文化などの記録に関する情報提供・普及活用を行う施設として「（仮称）アイヌ歴史文化センター」を整備します。

アイヌ関連出土遺物や映像展示、体験、アイヌ文化や埋蔵文化財（縄文世界遺産）関連図書の収蔵閲覧を可能とするものとします。

文化交流施設と複合化し、各諸機能を文化交流施設と共用することで、効率化を図ります。

町民のみならず町外からの来館者へも広く縄文文化などの埋蔵文化財やアイヌ文化・アイヌ民族についての理解促進を深めることも目的とし、厚真町の交流人口の増加に寄与する施設とします。

具体的な導入機能及び想定規模は次に示すとおりです。

アイヌ展示	…約 180 m ²
事務室等	…約 40 m ²
収蔵庫	…約 140 m ²

- 文化交流施設における「デジタル映像学習の場」と連携した映像展示、「会議機能」を利用した研修や学習、「創作機能」を利用したものづくり体験など、文化交流施設と相互に利用することを想定します。
- 物品庫や書庫、事務機能については、文化交流施設や軽舞遺跡調査整理事務所の利用も想定します。

図 導入機能と想定規模

（仮称）アイヌ歴史文化センター 総面積 約 360 m²

3-3 消防庁舎

(1) 整備方針

現在の胆振東部消防組合消防署厚真支署は、築50年経過し、施設の老朽化や狭隘化が進んでおり、さらに将来の女性職員の増員への対応などが働きやすさへの配慮ができない施設となっています。

そこで、消防庁舎の整備にあたっては、次の3つの整備方針をもとに整備します。

① 消防対策活動拠点として機能を発揮できる施設の整備

- 確実かつ迅速な消防・救急活動ができる庁舎とします（迅速な出動動線の確保、消防車両や消防資機材の保管・管理しやすい計画 など）。
- 将来を見据え、職員数の増減や女性職員の増員などの状況変化、通信・システムの変更、車両の更新に対応した庁舎とします。
- 耐震強度の基準を満たした災害に強い安全な庁舎とします。

② 消防に関わる訓練・教育の拠点となる施設の整備

- 激甚化・多様化する災害現場に対応する消防職員・消防団員の技術習得・技術向上の実践的訓練施設を整備します。
- 町民の自主防災力の向上に向けて、消火等の実体験等を通じた火災予防や防災訓練等の普及啓発、防災関連情報の発信を図ります。

③ 人と環境にやさしい施設の整備

- 維持管理しやすく低コストとなるように配慮します。
- 省資源・省エネルギーなど環境負荷低減に配慮します。
- 来庁者が利用しやすい動線計画、ユニバーサルデザインを導入します。

(2) 整備規模

現在は約1,000㎡と施設の狭隘化が進んでおり、同規模自治体の整備事例等を踏まえて、整備規模は約2,000㎡と設定します。

消防庁舎 総面積 約2,000㎡

3-4 駐車場・駐輪場

(1) 駐車場

庁舎周辺エリアには、現状で約 300 台近くの駐車台数が確保されていますが、各施設で必要となる駐車台数について、現状の台数を踏まえながら、イベント時にも対応できる十分な駐車台数を確保するため、全体で約 400~500 台確保することとします。

なお、駐車場の配置にあたっては、次の事項に留意して検討します。

- ✓ 文化交流施設・(仮称) アイヌ歴史文化センターまたは総合福祉センターは、大型バスの駐車(5~7 台程度)にも配慮します。
- ✓ 冬季の堆雪スペースを確保します。

表 現在の駐車台数

	一般	身障者	大型	計
役場(前)	36	2	-	38
役場(裏)	10	-	-	10
役場・青少年センター	72	-	5	77
創作館	-	-	-	0
旧児童会館	20	-	-	20
道路沿道	26	-	-	26
ゆくり	37	2	-	39
福祉センター	22	1	-	23
商工会	20	-	-	20
土地改良区	24	-	-	24
合計	267	5	5	277

※現在、総合福祉センターで行われるイベントの利用人数が 400 名以上であることも踏まえ、400~500 台の台数が必要と想定します。ただし、詳細の台数については、基本設計時に検討します。

表 駐車台数の設定

		台数	備考
役場庁舎	来庁者用	40 台	現庁舎前の現状38台分(うち2台身障者用)と同規模
	公用車用	52 台	H29基本構想ベース/うちバス4台/現状の公用車の保有台数を考慮し設定
	職員用	108 台	職員数120人×90%
	合計	200 台	
商工会	利用者用・職員用	20 台	現状(20台)と同規模
	合計	20 台	
文化交流施設	利用者用	40 台	想定
	合計	40 台	
福祉センター 総合ケアセンター「ゆくり」	利用者用(福祉センター)	76~176 台	現状23台(うち1台身障者用)に加え、イベント時(約50~150台)も想定
	利用者用(ゆくり)	40 台	現状39台(うち2台身障者用)
	合計	40 台	
土地改良区	利用者用・職員用	24 台	現状(24台)と同規模
	合計	24 台	
合計		400~500 台	※詳細の台数は基本設計時に検討する

(2) 駐輪場

総合福祉センター(大集会室を除く)及び総合ケアセンターゆくりにおける会議室等の1件あたりの利用人数が概ね 20 人以下であることを踏まえ、新たに整備する役場庁舎及び文化交流施設・(仮称)アイヌ歴史文化センターの駐輪場台数については、合計で約 30 台程度を想定することとします。

(3) 公共交通の結節点機能

庁舎周辺エリアが、路線バスやデマンド交通めぐるくん、タクシー等の公共交通機関の結節点として、バス停留所の配置、施設内における待合空間等の確保を目指します。

第4章 土地利用計画

4-1 庁舎周辺エリアの土地利用計画・ゾーニング

① 周辺との連携・ネットワークを重視

- 道道千歳鷗川線沿道の商店街や周辺市街地との回遊性を考慮した動線を新たに確保します
- 町道の拡幅や移設、改良等により庁舎周辺エリアへのアクセス性を向上します。

② 広場を庁舎周辺エリアの中心に配置

- 広場を庁舎周辺エリアのコアとして中心に配置します。
- 京町公園、つたえり公園、広場がつながる一体的・連続的なパブリックスペースを形成します。

③ 広場を囲うように新たな建物（新庁舎、文化交流施設）を配置

- 広場を既存施設と挟むように新たな施設（新役場庁舎、文化交流施設）を配置し、一体的な空間を形成することで、各施設での活動や取組を広場でつなげることで庁舎周辺エリアにおける新たな出会いや交流、活動の創出を図ります。
- 道道千歳鷗川線からの景観・視認性に配慮した建物配置とします。
- 消防庁舎は、緊急輸送道路である道道千歳鷗川線に面した敷地を候補として建設します。また、役場庁舎と消防庁舎と近接した位置に配置し、両施設の連携に配慮します。



図 土地利用ゾーニング

4-2 動線・施設整備計画

(1) 車両動線

- 広場と京町公園の一体的な空間を最大限確保しつつ、各施設へのアクセス利便性が高く安全な車両動線と施設利用者にとって使いやすい駐車場を確保するため、町道の付替や改良を行います。
- 駐車場は庁舎周辺エリアの外周部に配置し、道路からアクセスしやすい位置に配置します。
- 総合福祉センター及び総合ケアセンターゆくり前面の駐車場及び車路を確保するとともに、総合福祉センター隣接部における駐車場を確保し、アクセス利便性を維持します。また、広場と一体となった舗装等の設えとします。
- 認定こども園つみきや総合福祉センターへのアクセス動線、また周辺住民の生活動線となる町道については、歩行者の道路横断を考慮し、車両の速度抑制舗装を行う等の工夫を検討します。
- 認定こども園つみきに面する駐車場については、園児と送迎車両の動線交錯に留意し、一方通行とするなど安全かつ円滑に送迎できる動線とします。
- 文化交流施設・(仮称)アイヌ歴史文化センターへの大型バスの乗り付けも含めた駐車場及び動線の設定について、基本設計時に検討します。
- 総合福祉センター及び総合ケアセンターゆくりの裏側における車路と駐車場の整備、建物エントランスの増設は、基本設計時に検討します。
- 公共交通結節点機能を有するため、路線バスやデマンド交通めぐるくんの車両の乗り入れを想定し、バス運行の円滑性・安全性に配慮した動線の確保及びバス停留所の配置を検討します。

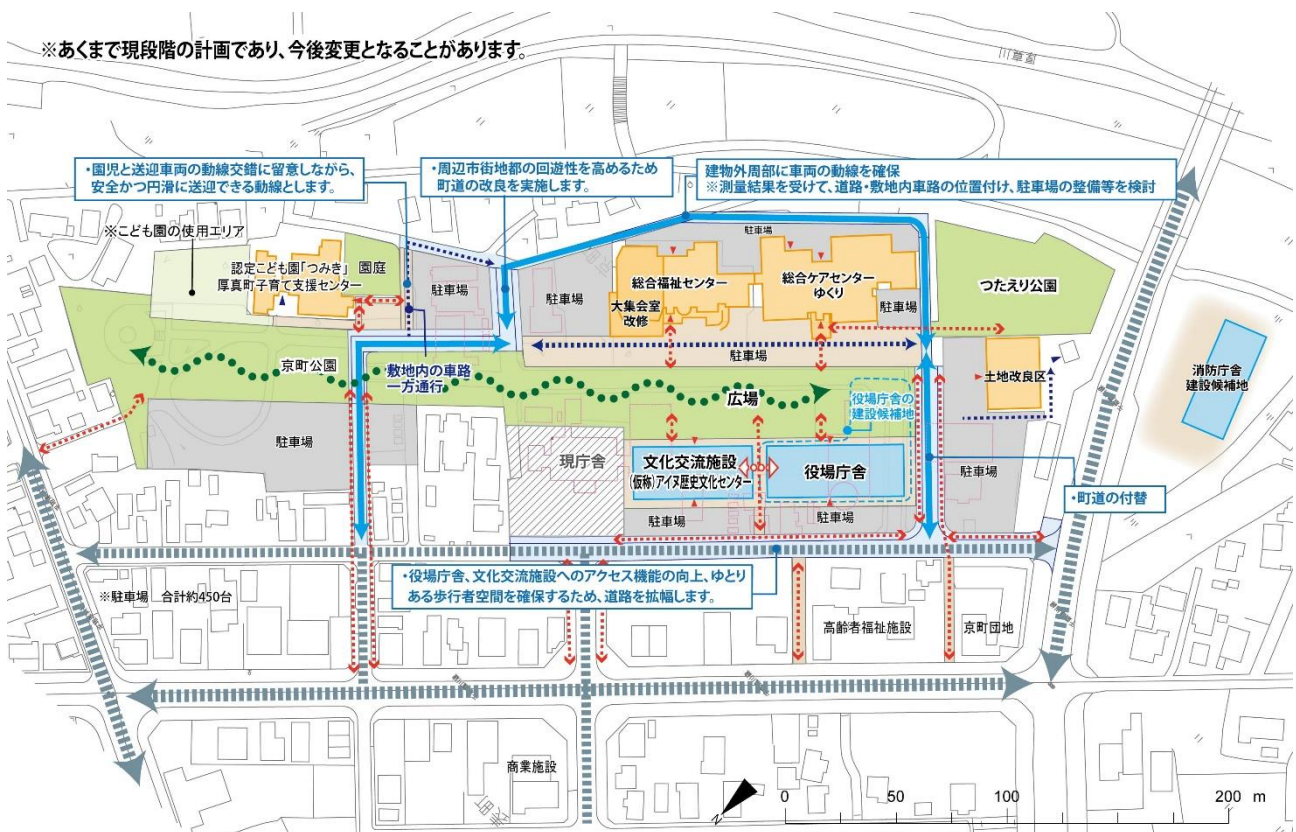


図 動線計画 (車両)

(2) 歩行者動線

- 商店街や消防庁舎建設候補地等の周辺地区からのアクセスを考慮した歩行者動線を確保します。
- 役場庁舎、文化交流施設・(仮称)アイヌ歴史文化センターに加え、総合福祉センター、総合ケアセンターゆくりから広場への歩行者動線を確保し、建物と広場が一体となった“人”中心の空間へ転換を図ります。
- 役場庁舎、文化交流施設・(仮称)アイヌ歴史文化センター、さらには総合ケアセンターゆくりの建物間を雨に濡れずに行き来できる歩行者動線の確保(上空レベルも含む)を検討します。

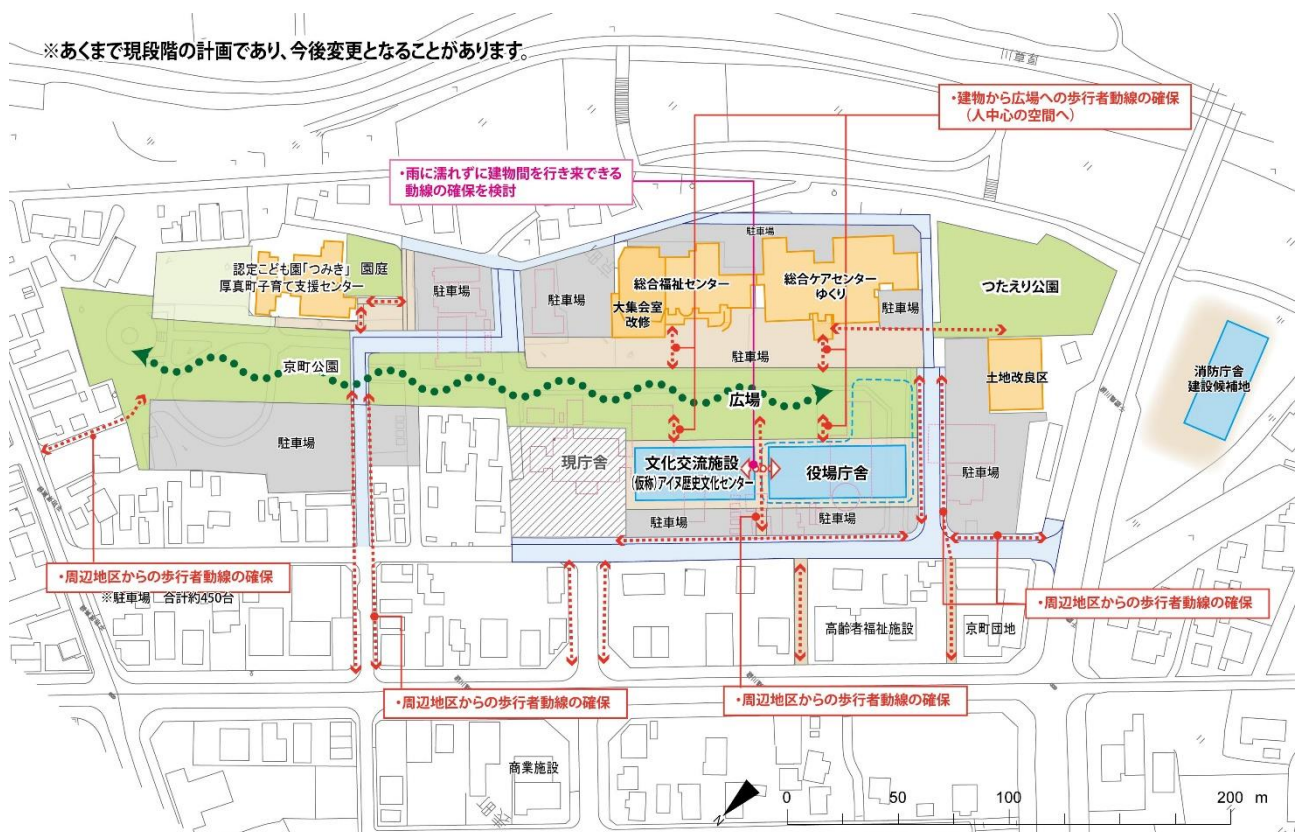


図 動線計画(歩行者)

(3) 施設整備計画

①道路

- 車両の動線計画を踏まえ、現在の町道について、改良（拡幅）または付替（位置変更）等を行います。なお、今後の基本設計段階において、詳細に検討することとします。

町道	整備の想定内容
町道京町1号線	拡幅（歩道1m（既存）+車道7m+歩道3m＝幅員11mを想定）を検討
町道福祉センター通り線 町道児童会館通り線	付替（歩道3m+車道7m+歩道3m＝幅員13mを想定）を検討

②公園・広場

- 都市計画公園「京町公園」を再編するとともに、庁舎周辺エリアの中央に新たに広場を整備し、連続的・一体的なパブリックスペースを整備します。

	現状	再編後（想定）
京町公園（都市計画公園）	1.07ha	約0.5ha
広場	—	約0.7ha
合計	1.07ha	約1.2ha [*]

※面積・対象範囲について今後詳細に検討。

③上下水道

- 現在敷設されている上下水道は、道路の付替や公園の再整備に合わせて移設等を検討します。

【検討対象延長】上水道：0.45km、下水道：約0.45km

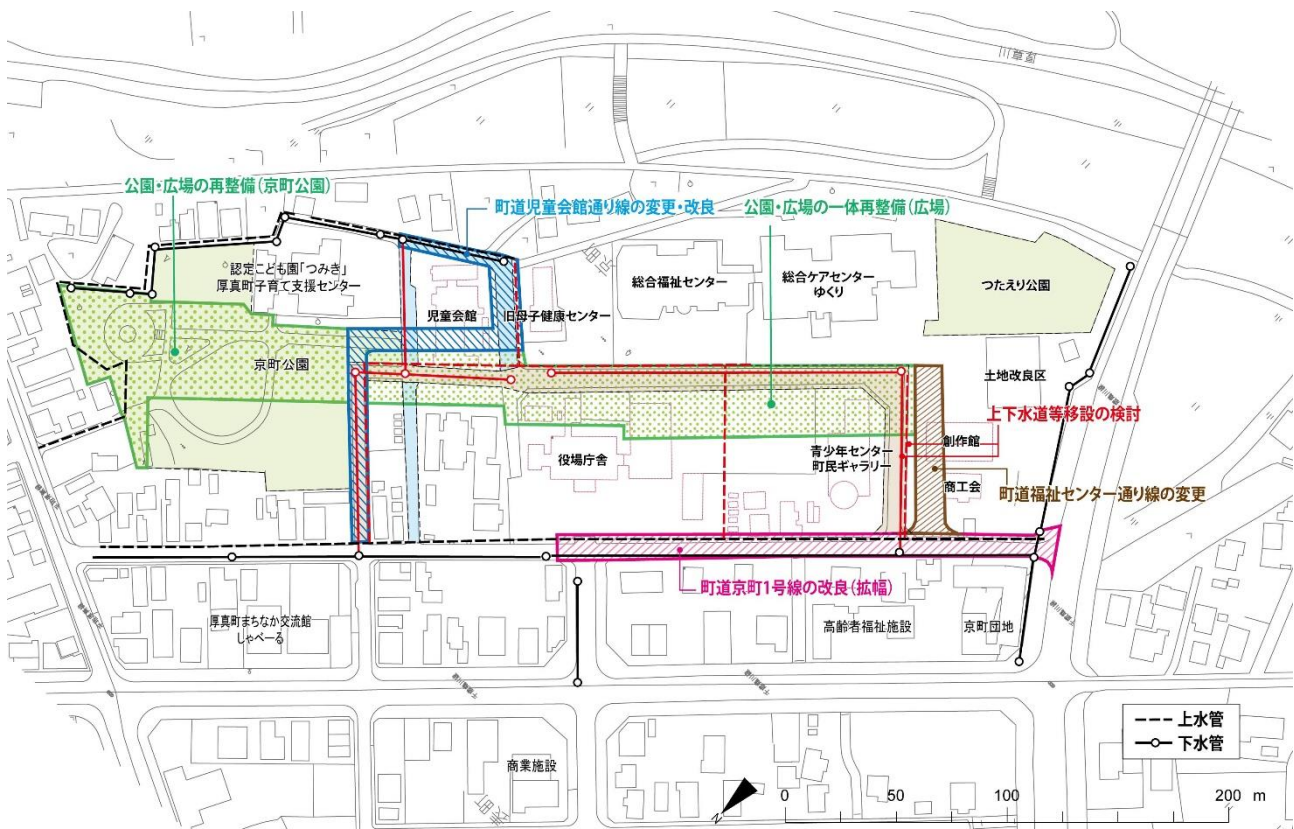


図 施設整備計画

4-3 防災計画

(1) 災害ハザードの状況

庁舎周辺エリアは厚真川の洪水浸水想定区域に含まれており、0.5m～3.0m 未満の浸水深が想定されています。詳細に庁舎周辺エリアの想定最大規模の浸水深をみると、下図に示すとおり 1.4m 以下の浸水深となっています。

消防庁舎の建設候補地については、一部敷地の高さが低い箇所は 2.0～2.5m 未満の浸水深となっています。

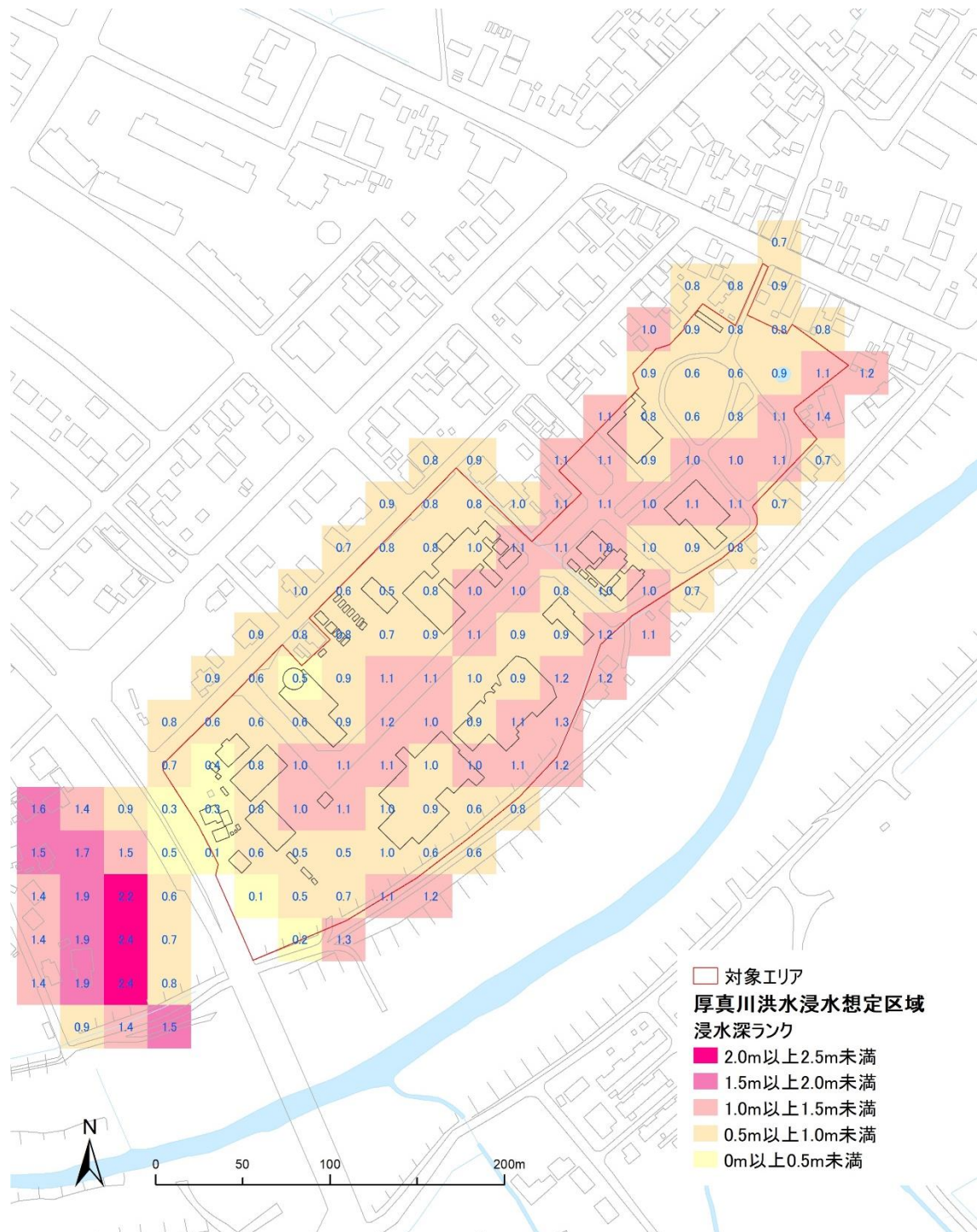


図 厚真川洪水浸水想定区域（想定最大規模）

資料：平成 28 年度厚真川洪水浸水想定区域図

(2) 防災対策の考え方

①洪水浸水対策の考え方

庁舎周辺エリアにおける洪水による浸水リスクを想定し、役場庁舎及び文化交流施設・(仮称)アイ又歴史文化センターの新たな施設整備を行うにあたっては、土地のかさ上げや1階の床レベルの高さ設定、浸水防水対策の実施を検討します。

(仮称)アイ又歴史文化センターは、貴重な文化財を保護するため、2階レベルに配置します。

消防庁舎については、消防活動に必要な機能は浸水想定最大規模以上の高さに配置することを検討します。

②災害対策本部

災害対策本部は、「厚真町地域防災計画」において、次のとおり設置基準を定めています。

基本法第23条の2第1項の規定により、次の各号の一に該当し必要と認めるときは、災害対策本部を設置するものとする。

ア 大規模な災害が発生するおそれがあり、その対策を要するとき。

イ 災害が発生し、その規模及び範囲から判断して特に対策を要するとき。

ウ 気象、地象及び水象についての情報又は警報を受け、非常配備の必要があるとき。

エ 震度5弱以上の地震が発生し、その対策を必要とするとき。

オ 津波警報が発表されたとき。

上記基準に基づき災害対策本部を設置する場合、次のとおり想定します。

なお、具体的な設置基準や代替施設等の詳細については、「厚真町業務継続計画」の見直しにより、定めることとします。

地震	<ul style="list-style-type: none"> ● 役場庁舎の被害を確認し、安全に使用することが可能と判断した場合、庁舎内に災害対策本部を設置し、災害・復旧対応を行うこととします。
洪水	<ul style="list-style-type: none"> ● 浸水による庁舎周辺エリアの孤立化を避けるため、厚真川の警戒レベルに応じて、防災対策を指揮する機能を、厚真中央小学校や厚真中学校などの既存公共施設に設置することを想定します。 ● 役場庁舎内に災害対策本部を移転する場合は、安全に職員が執務できる環境であることを確認した上で、移転を行うこととします。仮に建物内部が浸水被害にあった場合は、排水作業及び消毒作業、被害状況の確認、安全に執務が可能な場所の確認をした上で災害対策本部の移転が可能かどうか判断することとします。

大規模災害時における災害対策本部については、各防災関係機関、政府関連機関からの受援体制を確保するため、必要により、「総合福祉センター」を活用し、オペレーションルームを設置することを想定します。

総合福祉センター内の各諸室は関係機関等本部の設置及び支援部隊の仮眠室等での活用を想定します。(庁舎周辺エリアにおける洪水時を除く。)

災害時は総合福祉センターを支援機関等の使用施設とし、災害種別に応じて広場や文化交流施設等の2階などを指定緊急避難場所(一時避難場所)として活用します。

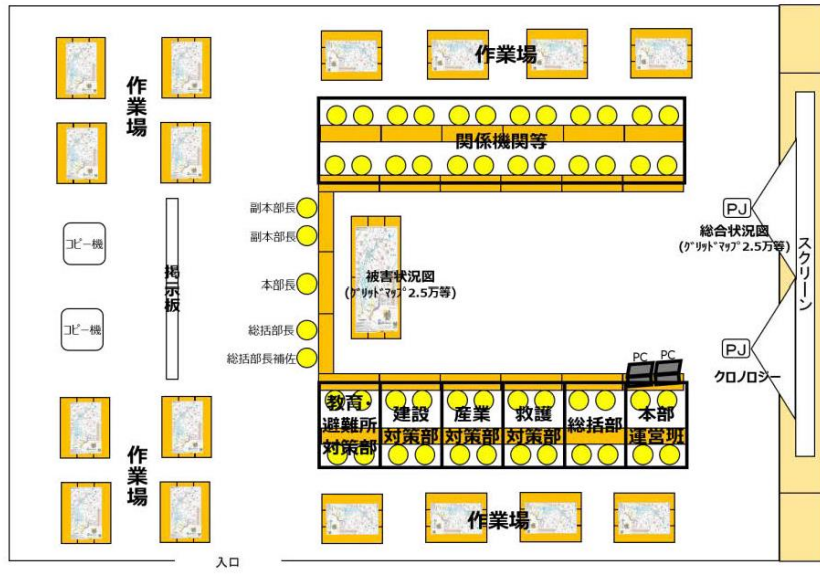


図 オペレーションルーム（総合福祉センター大集会室）のイメージ

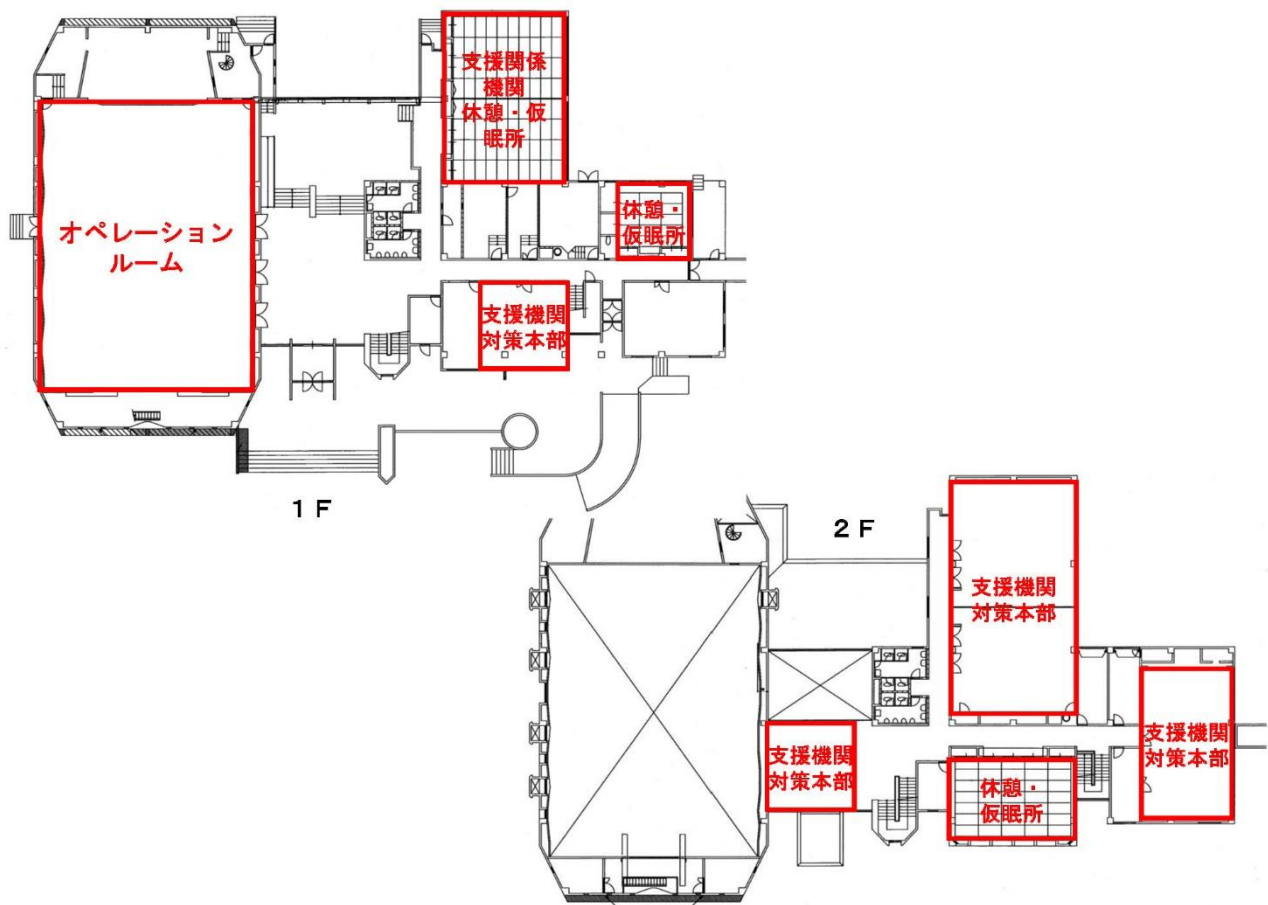


図 総合福祉センターの活用イメージ

③ 備蓄倉庫

現在、庁舎周辺エリアにある備蓄倉庫については、当エリアにおける洪水浸水リスクを考慮し、浸水想定区域外の新町の敷地に新たに整備することとします。



図 備蓄倉庫の整備位置

資料：平成 28 年度厚真川洪水浸水想定区域図

II 基本計画編

第5章 役場庁舎

5-1 機能・面積

5-1-1 機能

(1) 窓口機能

- 窓口業務を行う関連部署をまとめて1階に配置し、町民があまり移動しなくても用事を済ませられるようなレイアウトとします。
- 戸籍・福祉・子育て・出納などの部門別に窓口を分け、それぞれの分野でその窓口に着いたらすべて完了できるような仕組みとして、現在よりも町民の利便性を向上させるようにします。
- 窓口利用者が目的の窓口を見つけやすくなるよう、デジタルサイネージを含めたわかりやすい案内表示やサインを設置します。

【窓口カウンター】

- 窓口は、高齢者や車いす利用者等にも配慮し、来庁者が座ったまま相談等ができるようローカウンターの設置を基本とします。
- 個人情報の保護やプライバシー等への配慮及び新型コロナウイルス等感染症対策として、各窓口カウンターには仕切りを設置します。

【相談スペース】

- 少し込み入った相談対応や町民のプライバシー等に配慮した、パーテーション等で仕切られた打合せスペースを複数設置します。
- 防音を強化した相談室を設置し、町民のプライバシーに配慮した相談環境を整えるようにします。

(2) 執務機能

- 執務室内は、将来的な職員数の変化や機構改革にも対応できるよう、ユニバーサルレイアウトを基本とした配置とします。
- 各課の間に間仕切りやパーテーション等は設置せず、職員間の連携が図れるようオープンフロアを基本とします。
- 執務空間は、職員が作業等に集中できる環境に配慮した平面計画とします。
- 将来を見据え、多様な働き方に対応できるワークプレイスづくりとします。
- 職員同士の打合せ等を行う共創スペースや、職員の休憩スペースを設けます。
- ウィズコロナ、アフターコロナ社会を見据え、感染予防のため空調システムの導入を検討します。
- 会議室は移動間仕切壁とし、利用人数に合わせた広さに変更できるようにします。
- 現状と同規模の書類保管スペースを設置します。

(3) 災害対応拠点機能

- 災害発生時に災害対策本部機能を担う庁舎として、継続して業務を行えるよう災害対応拠点機能を強化します。
- 役場庁舎敷地は厚真川の浸水想定区域内(0.5~3m)に位置することから、庁舎内への浸水を防

ぐため、土地のかさ上げ、1階床レベルの設定、止水措置等を検討し、最適な対策を行います。

- 洪水時は浸水想定区域外の既存施設を活用して本部機能を移転・設置するものとします。

【災害対応拠点機能の確保】

- 災害対応の拠点となる災害対策本部として必要な機能を備えた会議室を設置します。
- 業務継続を行うための重要諸室（電気室やサーバー室等）は、浸水被害を受けないよう2階以上に設置します。
- サーバー室や災害情報等の機器類には、免震対策を行います。

【業務継続に向けた対策】

- 災害時における業務継続計画（BCP）を見直し、災害種別ごとの本部機能の設置手順や優先的に再開する業務の設定、対応する諸室や必要機器等を整理します。
- 一定期間の業務継続（国の指針に基づく「72時間」外部からの供給なしでの対応）に必要な、災害時応急物資保管場所と非常時の自家発電設備を設置します。

（4）町民利用スペース

- 待合スペースや打合せコーナー、プライバシーに配慮した相談コーナー等を設置し、来庁者が訪れやすく、利用しやすいラウンジ空間とします。
- 子ども連れの方でも安心して手続き・相談ができるよう、キッズコーナーや赤ちゃん連れの方のための授乳室等について、それぞれの施設利用者が相互に利用しやすい配置を検討します。
- 来庁者が気軽に休める休憩スペース、町政、町民活動、地域の観光に関する情報発信等について、文化交流施設と連携した機能配置を検討します。
- 期日前投票や各種イベントなど多目的な利用ができる空間を確保するとともに、閉庁時にも利用可能となるようセキュリティラインに配慮した配置・動線計画とします。

（5）議会機能

- 議場、委員会室・議員控室（男女別のロッカー・更衣室含む）、正副議長室、議会事務局等の関連諸室について、円滑で効率的な議会活動に配慮して配置します。
- 議場に設置する机・椅子・演台等は可動式のものとし、議会で使用しない時には、会議等で活用することを想定します。

（6）防犯・セキュリティ機能

- 個人情報や行政情報の保護、防犯上の観点などから、来庁者の立ち入り可能なエリアを明確にするとともに、サーバー室など高い機密性が求められる場所には、特定の職員のみが入室できる区画を設けるなど、業務や情報の内容等に応じて庁舎内のセキュリティのレベルを区分します。
- セキュリティ確保のため、カードキー等による入退室管理機能を導入するとともに、庁舎の出入口や死角となる部分には防犯カメラを設置します。
- 閉庁時における町民及び商工会の利用（期日前投票、各種会議等）を想定した、セキュリティ区分外の諸室と出入口の配置について検討します。

(7) バリアフリー・ユニバーサルデザインへの配慮

- あらゆる人にとって使いやすく、わかりやすい施設とするため、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー法）に基づいた施設とし、「北海道福祉のまちづくり条例」に準拠した整備水準とします。
- 出入口や通路の段差をなくし、車いす利用者や高齢者、子ども等が安全に移動できるように配慮します。また、上下階への移動が容易となるよう、主要な出入口からわかりやすい位置に、エレベーターを設置します。
- 庁舎入口付近には、障がいのある方などに配慮した駐車場を設け、雨に濡れずに庁舎内に入入りできるよう、ひさし等を設置します。
- 各階に多目的トイレを設置し、子育て世代や高齢者、障がいのある方など多様な来庁者に対応できるスペースとします。

(8) 環境への配慮

【省エネルギー性能の向上】

- 自然採光や自然通風の有効活用に加え、建物の高断熱化やLED照明などを採用します。また、ZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)の検討を行います。

【再生可能エネルギー等活用の検討】

- 環境負荷低減に配慮し、災害による大規模停電などにも対応できるよう太陽光発電や蓄電池、木質バイオマスボイラーなどの再生可能エネルギーの活用について検討します。

【環境にやさしい建築材料の使用】

- CLT 等の地域産材を積極的に活用し、環境にやさしい施設整備を図ります。

(9) 高度情報化への対応機能

- 情報通信技術の革新により、将来的に町民等へ提供するサービス形態も変化することが想定されます。ICT を活用したサービスの電子化や庁舎外での申請手続き等、新庁舎の開庁時点を見据え、先端技術のなかから最適な技術を活用した手続き方法等を検討します。
- ICT の導入にあたっては、情報セキュリティレベル及びバックアップ機能の強化を行い、電子データの漏洩や災害時のデータ消失等のリスクを回避します。
- 庁内無線 LAN 等の導入にあたっては、アクセス制限の範囲を明確にするとともに、町民も使用できるフリーWi-Fi の設置も含め、セキュリティレベルに応じた適切な庁舎内ネットワークの形成を目指します。

(10) 維持・管理機能

- 維持管理コストの低減と設備等を長寿命化させるため、維持管理のしやすい素材や空間形状、更新・変更のしやすい器具や設備を選択するとともに機能変更などに柔軟に対応できるようにします。

(11) 商工会

- 建替えとなる商工会館について、役場庁舎に執務スペースを設置します。出入口については、来庁者とは分けて設置しますが、会議室やトイレ等とあわせて役場職員と共用とする等、効率的な機能配置を検討します。
- 閉庁時における利用（各種会議等）を想定したセキュリティラインの設定、執務スペースや出入口の配置について検討します。

5-2-2 面積

現状の各室面積や要望を踏まえ、各施設の各室面積は以下のとおりとします。

表 面積表

	現状面積 (㎡)	想定面積 (㎡)	
職員数	138人	120人	
(ア) 事務室	928	920	現状と同規模 ただし、職員休憩スペース、職員打合せスペース等含む
町長室	41	30	
応接室	-	20	
副町長室	14	20	
教育長室	-	20	
(イ) 会議室	37	100	※会議室、防災対策室で合計約180㎡
(ロ) 電話交換室	-	-	
(エ) 倉庫	136	50	※倉庫、台帳倉庫、備蓄倉庫で合計200㎡
(オ) 宿直室	13	20	
(カ) 庁務員室	-	-	
(キ) 湯沸室	14	5	
(ク) 受付・巡視溜	-	-	
(ケ) 便所・洗面所	62	100	
(コ) 医務室	-	-	
(サ) 売店	-	-	
(シ) 食堂及び喫茶室	-	-	
(ス) 更衣室	51	50	
台帳倉庫	-	100	※倉庫、台帳倉庫、備蓄倉庫で合計200㎡
備蓄倉庫	-	50	※倉庫、台帳倉庫、備蓄倉庫で合計200㎡
印刷室	23	25	
サーバ室	23	20	
防災対策室	-	80	※会議室、防災対策室で合計約180㎡
相談室	33	40	
町民交流スペース	-	450	エントランスホール、打合せコーナー、相談コーナー等
授乳室	-	10	
(セ) 議場	125	150	
正副議長室	23	25	
議員更衣室	-	20	
委員会室	48	50	会議室と兼用
議会事務局	17	20	
湯沸	-	5	
(ソ) 商工会	0	100	商工会要望
(タ) 機械室	0	150	
(チ) 電気室	0		
(ツ) 自家発電電気室	0		
(テ) 交通部分	395	270	風除室、廊下、階段、EV
延床面積	1,982	2,900	

5-2 建築計画

5-2-1 配置計画

- 役場庁舎は、来庁者からわかりやすいように、前面道路の町道及び道道千歳鷗川線から視認しやすい配置とするとともに、庁舎の町民利用スペースと文化交流施設との往来のしやすさを考慮し、文化交流施設と隣接した配置とします。
- 来庁者駐車場と職員・公用車駐車場を分離し、安全性に配慮します。
- 駐車場から役場庁舎の入口までの動線を考慮した配置とします。

5-2-2 平面・断面計画

- 各課の配置は、1階に窓口がある課を配置し、上階に総務課や防災対策室等を中心とした防災機能を集約します。
- 部門配置にあたっては、各課の近接性を考慮した配置とします。

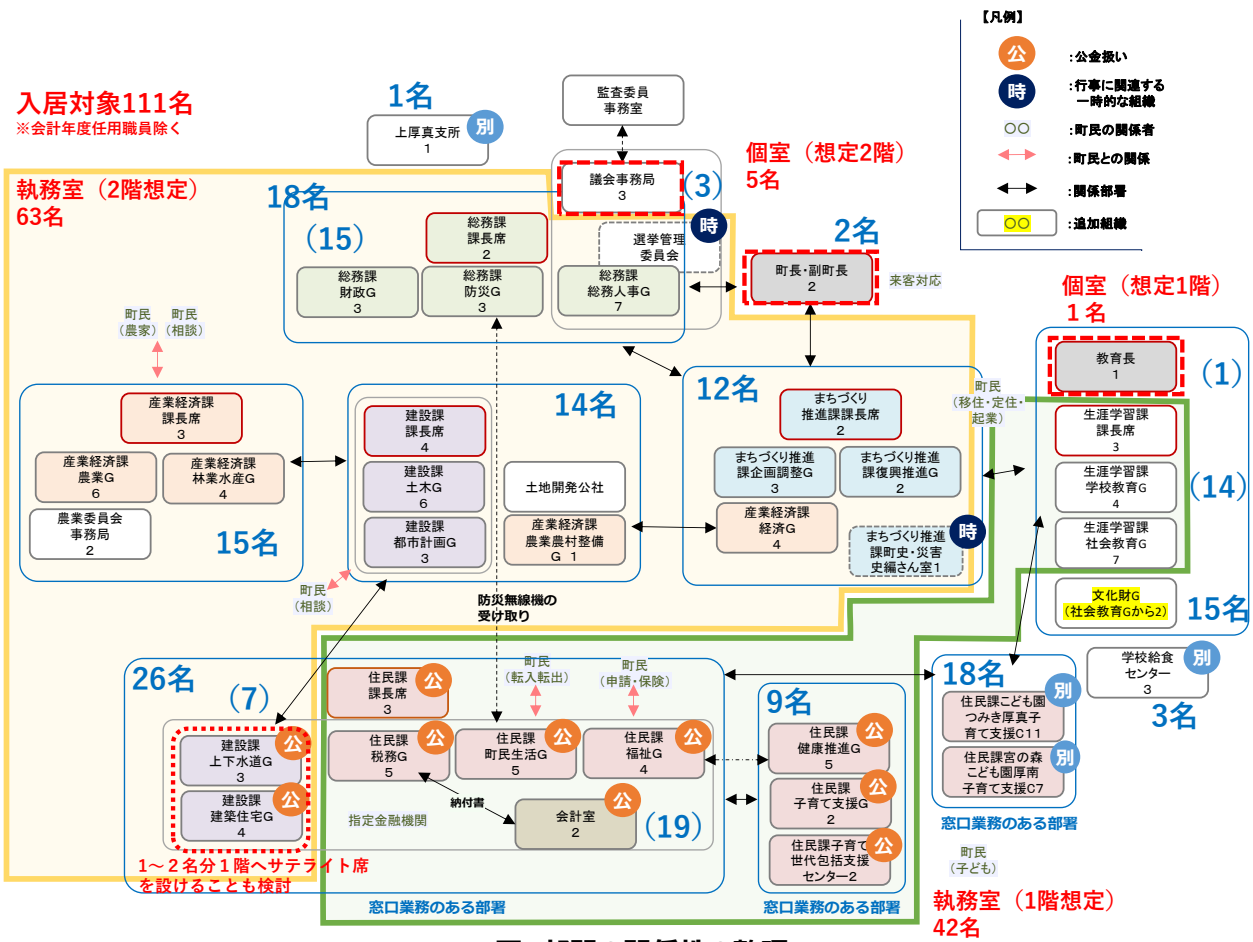
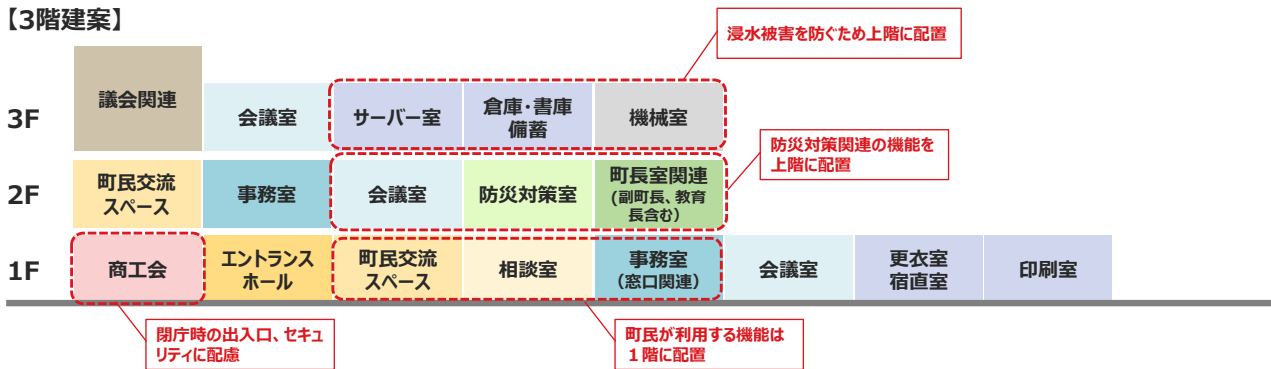


図 部門の関係性の整理

【3階建案】



【2階建案】

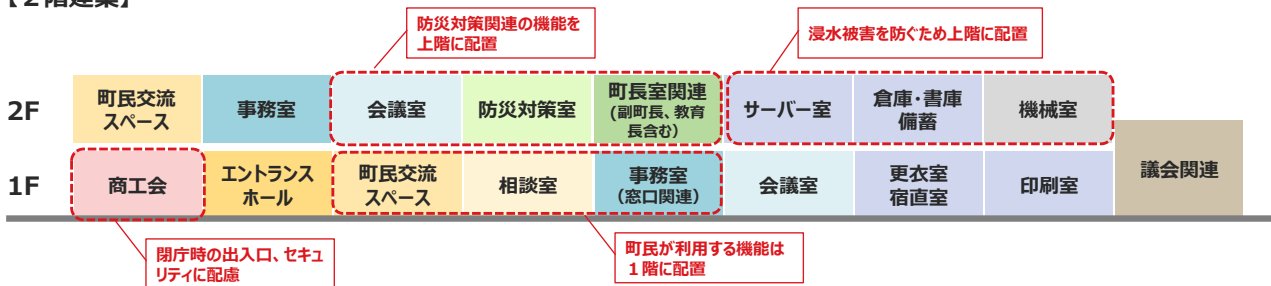


図 機能配置の考え方

5-2-3 構造計画

(1) 構造体の耐震安全性の目標及び保有すべき性能

- 国土交通省では、国家機関の建築物及びその附帯設備として必要な耐震性能を確保するため、「官庁施設の総合耐震計画基準」により、施設の性質に応じた建物の耐震安全性の目標を定めています。
- 役場庁舎は、災害対策本部の機能を担う重要な施設であることから、構造体の耐震安全性の目標及び建築非構造部材の性能目標を「Ⅰ類」及び「A類」、「甲類」とします。

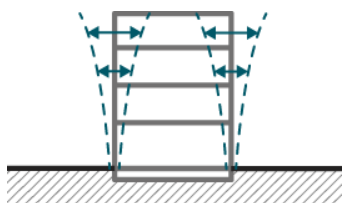
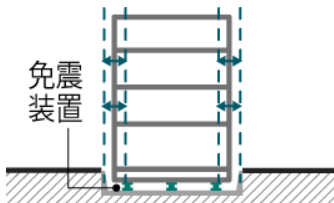
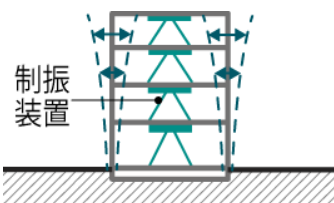
表 耐震安全性の目標

部位	分類	耐震安全性の目標
構造体	Ⅰ類	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られる。
	Ⅱ類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物をしようできることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られる。
	Ⅲ類	大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られる。
建築非構造部材	A類	大地震動後、災害応急対策活動等を円滑に行う上、又は、危険物の管理の上で支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られる。
	B類	大地震動により建築非構造部材の損傷、移動等が発生する場合でも、人命の安全確保と2次災害の防止が図られる。
建築設備	甲類	大地震動後、人命の安全確保及び2次災害の防止が図られていると共に、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できる。
	乙類	大地震動後、人命の安全確保及び2次災害の防止が図られる。

(2) 構造方式の比較

- 構造方式について、耐震構造・免震構造・制振構造の比較を行いました。コストや事業スケジュールなどを考慮しながら、基本設計時において採用方式を決めていきます。

表 耐震・免震・制振構造の比較

	耐震構造	免震構造	制振構造
	 <p>建物の硬さと強さで地震に抵抗する。</p>	 <p>アイソレータで建物を浮かせ免震層を形成し、制振部材(ダンパー)で地震エネルギーを吸収する。強風時の揺れを低減することも可能。</p>	 <p>建物内に配置した制振部材(ダンパー)で地震エネルギーを吸収する。強風時の揺れを低減することも可能。</p>
留意点	一部床免震等を採用し、重要備品の転倒を防ぐ必要有	基礎深さが通常より深くなり、掘削量が増える	制振装置が内部に現れ、柔軟な間取り変更が難しい構造形式に制約が生じる(鉄骨造が望ましい)
建設時コスト	1.00(基準) コストと施工期間のバランスが良い	1.15~1.20 免震装置が高価でコストの面で劣る	1.15~1.20 制振装置が高価でコストの面で劣る
被災後の補修コスト	1.00(基準) 一部躯体の損傷が生じ補修費用が発生する	0.90~0.95 大きな補修等が発生しない	0.95~1.00 制振装置の交換が必要となり補修費用が発生する
申請	建築確認申請のみ	構造評定 3カ月 国土交通大臣認定 2カ月 (告示免震の場合は除く)	構造評定 3カ月 国土交通大臣認定 2カ月
メリット	他の耐震形式に比べてコストが最も安く、申請期間が短い。	大地震動においては、減衰の効果が大きい。垂直方向の地震については効果がないが、水平方向の地震動よりも弱い問題ない。	免震構造に比べてコストが安い。
デメリット	I類でも大地震動後、構造躯体に大きな損傷はないが、天井や窓に損傷の可能性がある。	震度4までの地震であると、免震層が働きにくい。申請期間が長い。	変形が大きい場合に効果が大きい。超高層建物であれば効果が高いが、低・中層では効果は低い。申請期間が長い。

第6章 文化交流施設・（仮称）アイヌ歴史文化センター

6-1 機能・面積

6-1-1 機能

（1）図書館

【市民が利用しやすい図書サービスの提供】

- 青少年センター内の「図書スペース」は、図書館法に基づく「図書館」として整備します。
- 資料は開架を基本とし、蔵書数は青少年センターと創作館の蔵書を合わせた約 43,000 冊を取り扱うことを想定しますが、段階的な蔵書数の拡充も含めて検討します。
- 容易に目当ての資料に辿りつけるようなわかりやすいレイアウトを行うとともに、関連する資料や書籍を選択できるような近接させるなど、新たな「知」との出会いを楽しめるようなレイアウトとします。

【厚真の歴史・文化の保存・伝承】

- 「（仮称）アイヌ歴史文化センター」と連携しながら、厚真の郷土や歴史、文化、産業等に関する資料等の保存に努めます。

【静かに読書・勉強・仕事に集中できる場の確保】

- 一人静かに読書や学習、仕事等に没頭・集中できるよう、空間の設えや照明、音、空調などの快適性に配慮し、ゆとりある図書空間を確保します。

【わいわい読書を楽しむ場】

- 子どもが自ら読書に親しみ、読書習慣を身に付けていけるよう、年齢に合った図書コーナーを充実させ、子どもの興味・関心を促します。
- 子ども達がおしゃべりしながら読書を楽しめる空間や学習スペース等を確保し、適度な賑わいがあることで、親しみやすく、居心地のよい居場所となる空間を目指します。

【交流や活動を通してつながる場】

- 文化交流施設内のホールや飲食機能等と連携し、情報交換や交流を通じて、人と人がつながる場を形成します。
- 音楽スタジオの整備についても検討します。

【デジタル映像学習の場】

- ドーム型天井への投影機能を活かし、デジタル投影技術等を用いた映像学習や、（仮称）アイヌ歴史文化センターと連携した利用など、幅広い活用を検討します。
- 図書館の閲覧スペースと一体的利用を考慮し、投影やイベント開催以外は閲覧室として共用することも想定します。

(2) 会議室・個室ライブラリー

- 町民や各団体等が利用できる会議スペースや、一人ひとりが集中して学習や会議等ができる個室ライブラリーを整備します。

(3) 多目的研修室

- (仮称) アイヌ歴史文化センターと連携した各種研修や展示、和太鼓等の楽器演奏などのサークル利用や、講演会等のイベント利用できる研修室を整備します。
- 防音に配慮した遮音壁とします。(壁面を活用した大きな鏡も設置)
- 楽器等を収納する倉庫スペースを確保します。

(4) 創作スペース(木工・陶芸)

- 木工制作及び陶芸制作ができる場を整備します。
- 陶芸制作にあたっては、制作スペース、釉薬の保管スペース、焼成窯スペースを確保します。

(5) フリースペース

- 文化交流施設に導入される機能や活動を緩やかにつなぐ空間として確保します。
- リラックスしてくつろぐことができる居場所となり、人や活動のつながりが生まれる場として、町内の様々な情報が集まり発信する場(情報発信機能)、作品等を展示する場(展示機能)、さらに、カフェ等の飲食機能や地元の農産物を販売できる物販機能を確保します。
- 飲食・物販については、チャレンジショップなどの起業の場として運用することも検討します。
- 広場のイベントと連携した利用を想定することから、広場に面した位置に配置し、広場等からの視認性に配慮した配置とします。
- 厚真町の開拓の歴史に関する展示のほか、北海道胆振東部地震に関する記憶・記録を残すアーカイブ機能と、伝承・発信を行う機能をもったスペースを整備します。

(6) 事務・管理スペース

- 図書の貸し出しを行うカウンターのほか、施設管理や作業等を行う事務室や会議室、更衣室等を整備します。

(7) (仮称) アイヌ歴史文化センター

- 文化交流施設と複合化し、厚真町に眠る貴重な歴史資産の収蔵・展示公開を行う「(仮称) アイヌ歴史文化センター」を整備します。
- 擦文・アイヌ文化期の町指定文化財を中心とし、アイヌ民族の生活史、精神文化史を主たるテーマとして展示し、アイヌ民族・アイヌ文化への理解促進とともに道内外からの交流人口増加に寄与する施設とします。

表 (仮称) アイヌ歴史文化センターで想定する機能・諸室と整備内容

想定する機能・諸室	整備概要
埋蔵文化財の展示室	アイヌ文化関連の常設展示
企画展示室	常設展示の補完的な展示や時勢に応じた柔軟な展示
収蔵庫・物品庫・書庫	展示品や備品、書籍等の収納
アイヌ遺骨安置室	アイヌ遺骨等を安置・収蔵する場（非公開）
整理作業室	企画展示の準備や展示物の補修等の作業を行う場
荷解室	展示物の荷解き作業を行う場
事務室	施設の運営管理を行う事務室 展示保管施設内に専門職員（学芸員）の常駐配置 （文化交流施設 事務機能等との一体利用も想定）
<ul style="list-style-type: none"> ・文化交流施設のデジタル映像学習の場を利用した、厚真町の歴史、アイヌ文化や埋蔵文化財に関する映像の展示を想定 ・文化交流施設の創作スペースを利用した、アイヌ民具（ガラス玉・タマサイやキナ（ゴザ）、ムックリづくり等）や、縄文土器、勾玉などのものづくり体験の実施を想定 ・文化交流施設の会議室や多目的研修室を利用した、各種研修や会議の実施を想定 	

6-1-2 面積

現状の各室面積や要望等を踏まえ、各施設の各室面積は以下のとおりとします。

ただし、今後の詳細な施設計画の検討、具体的な施設管理方法・活用プログラム等の検討に応じて適宜見直しを行います。

表 面積表

		想定面積 (㎡)	備考
文化交流施設 (仮称) アイヌセンター	図書館（書架・閲覧、読み聞かせ、デジタル映像学習、閉架）	約600	
	会議室・個室ライブラリー	約60	
	多目的研修室	約200	
	創作スペース（陶芸・木工）	約180	
	フリースペース	約450	エントランスホール等含む
	事務・管理スペース	約130	図書貸出カウンター、作業室、更衣室等も含む
	(仮称) アイヌセンター	約360	
	※内訳		
	展示室	約180	前室、常設展示、企画展示室含む
	収蔵庫	約140	アイヌ遺骨安置室、整理作業室・荷解室含む
事務室	約40		
共用部・物品庫・機械室等	約380		
合計		約2,360	

6-2 建築計画

6-2-1 配置計画

- 文化交流施設と（仮称）アイヌ歴史文化センターは、一体的な施設計画とします。
- 庁舎周辺エリア中央に配置する広場に面して文化交流施設を配置します。
- 文化交流施設の諸機能と広場の連続性を確保した、一体的な空間形成を図ります。

6-2-2 平面・断面計画

- 文化交流施設・（仮称）アイヌ歴史文化センターは、様々な機能が複合した施設であり、それぞれ下図に示すように各機能が連携したプログラムを展開します。
- 2階建を想定し、基本設計時に、これらのプログラムに合わせて具体的な平面・断面構成を検討します。なお、庁舎周辺エリアは、厚真川の洪水浸水想定区域に位置することから、2階に擦文・アイヌ文化期の重要考古資料を中心とした展示物を設置します。
- 文化交流施設・（仮称）アイヌ歴史文化センターの施設運営方法や活用プログラム等の検討を行いながら、施設検討の具体化を行います。

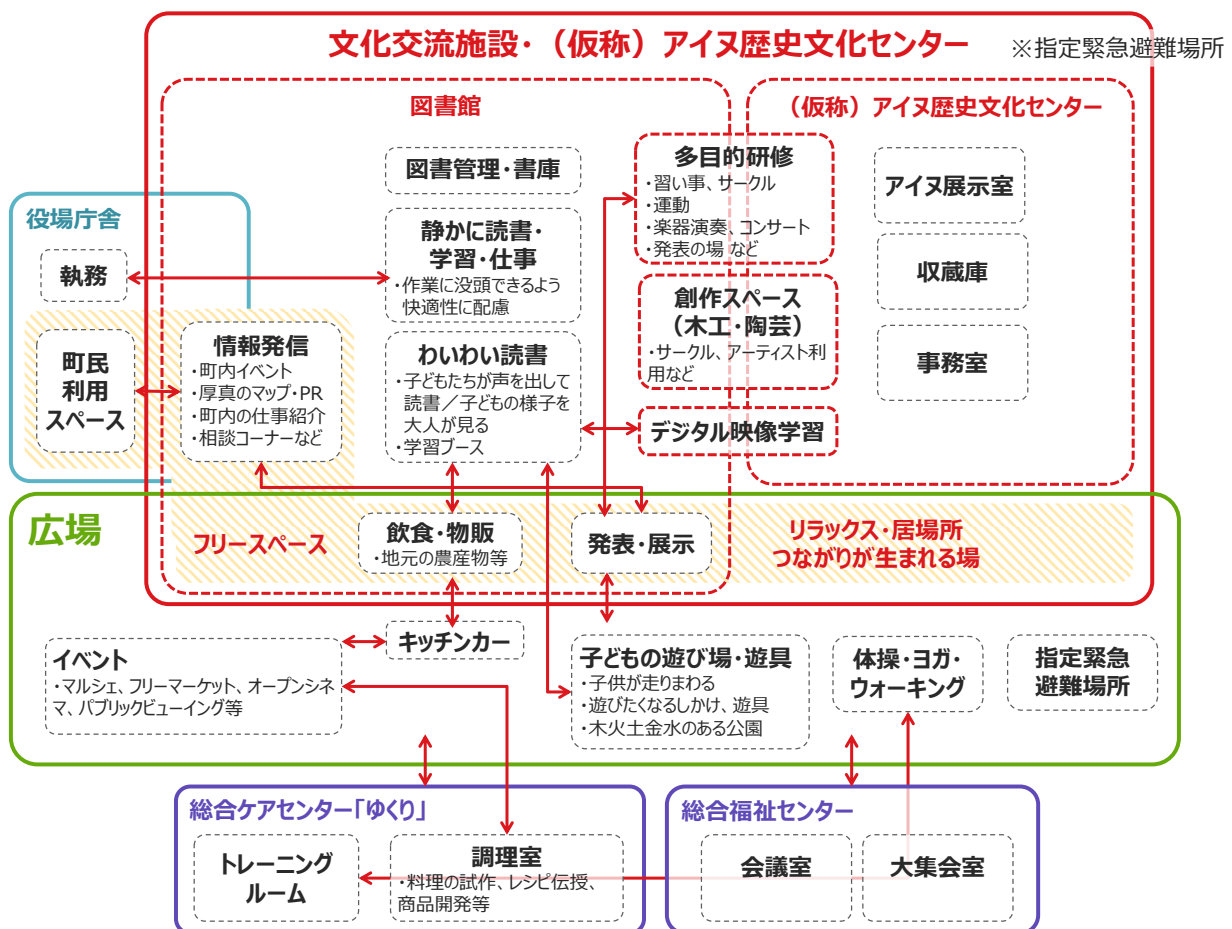


図 機能の関連性

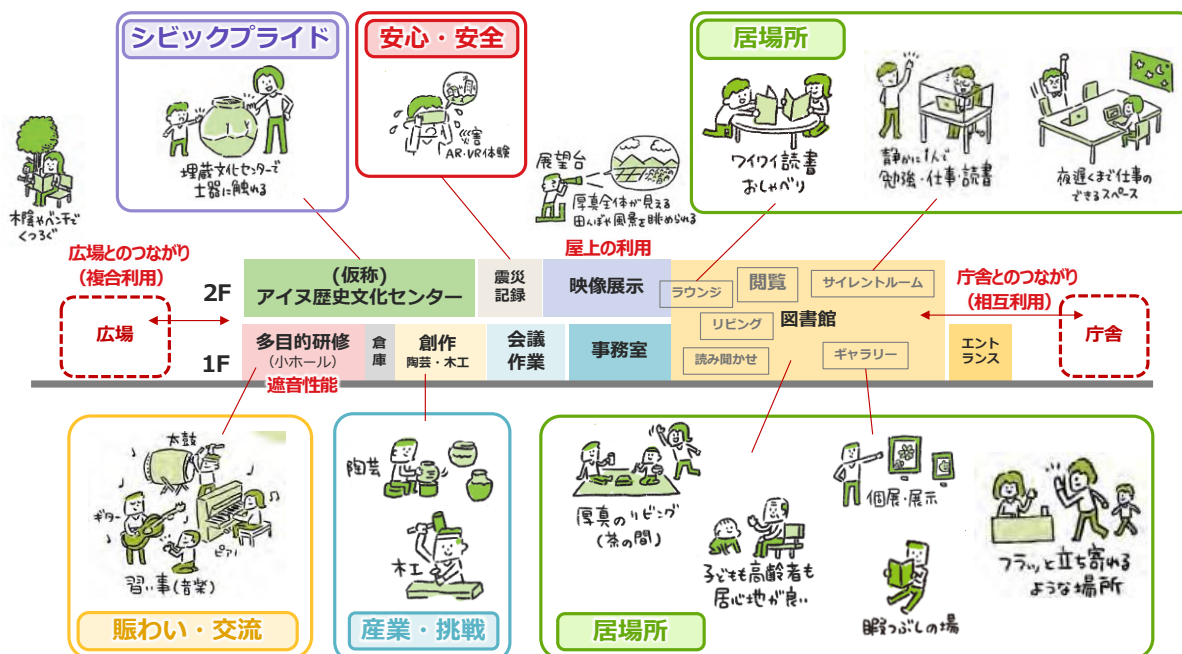


図 機能配置のイメージ

6-2-3 構造計画

(1) 構造体の耐震安全性の目標及び保有すべき性能

文化交流施設・(仮称)アイヌ歴史文化センターは、国内第一級の貴重な文化財を取り扱う施設であるため、耐震の安全性を確保するため、構造体の耐震安全性の目標及び建築非構造部材の性能目標を「Ⅲ類」及び「B類」、「乙類」とします。

表 耐震安全性の目標

部位	分類	耐震安全性の目標
構造体	I類	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られる。
	II類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物をしようできることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られる。
	III類	大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られる。
建築非構造部材	A類	大地震動後、災害応急対策活動等を円滑に行う上、又は、危険物の管理の上で支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られる。
	B類	大地震動により建築非構造部材の損傷、移動等が発生する場合でも、人命の安全確保と2次災害の防止が図られる。
建築設備	甲類	大地震動後、人命の安全確保及び2次災害の防止が図られていると共に、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できる。
	乙類	大地震動後、人命の安全確保及び2次災害の防止が図られる。

第7章 消防庁舎

7-1 機能・面積

7-1-1 各諸室の構成

各部門（室及びスペース）において、諸室及びその内容を以下に示します。

区分	諸室
庁舎内	玄関ホール、職員用出入口、車庫、油脂庫、資器材保管庫、ポンベ保管庫、出動準備室、救急消毒室、救急資機材庫、通信指令室・指揮対策室、通信機械室、本部・消防署事務室、消防長室、消防署長・団長室、食堂（耐気質）・厨房、湯沸室、仮眠室、更衣室、洗面室、シャワー室、洗濯・乾燥室、トレーニング室、書庫、物品庫、講堂・研修室（消防団詰所）、防災体験コーナー、電気室、機械室、自家発電室、階段室、廊下等スペース、男女トイレ（各階）
附属建物等	ホース乾燥塔兼訓練塔、副塔、消防車両転回スペース、駐車場、駐輪場、備蓄庫

7-1-2 車庫配置予定車両

下表に示す 12 台を配置します。

		無線呼称	用途・規格等	車両寸法（単位：m）		
				長さ	幅	高さ
1	厚真支署	厚真タンク3	水槽付きポンプ自動車	8.65	2.49	3.15
2	厚真支署	厚真水槽1	小型動力ポンプ付水槽車	9.05	2.49	2.95
3	厚真支署	厚真救工1	救助工作車	8.03	2.35	3.12
4	厚真支署	厚真タンク4	水槽付きポンプ自動車	6.97	2.27	2.68
5	厚真支署	厚真ポンプ1	消防ポンプ自動車	6.91	2.28	2.93
6	厚真支署	厚真資機材1	資機材搬送車	5.41	1.88	2.32
7	厚真支署	厚真救急1	高規格救急自動車	5.65	1.88	2.70
8	厚真支署	厚真指令1	指揮広報車	4.69	1.82	1.86
9	厚真支署	厚真搬送1	消防団員搬送車	5.38	1.88	2.44
10	消防本部	本部指令3	指揮広報車	4.69	1.82	1.86
11	消防本部	本部指令4	指揮広報車	4.69	1.82	1.86
12	消防本部	厚真中継1	移動無線中継車	5.47	1.88	2.70

7-1-3 主要諸室の規模及び機能

主要諸室の規模及び機能は、次のとおりとします。

(1) 車庫スペース

①緊急車両等車庫

室面積	約 450 m ²
用途 留意事項	<ul style="list-style-type: none"> • 配備車両を収納する（車両 12 台）。 • 車両の縦列駐車はしない。車庫に入らない車両は屋外保管とする。 • 水槽付きポンプ自動車、小型動力ポンプ付水槽車は車庫中央に配置する。 • ホース乾燥塔と兼用とし、資機材搬送車の上階をホース乾燥塔として利用する。 • 大型、中型車両間は 2m、乗用車間は 1.5m の間隔を確保する。 • スタッキングドアとし、上部を活用できるようにする。

②油脂庫

室面積	約 5 m ²
用途 留意事項	<ul style="list-style-type: none"> • エンジンカッター、発電機等の燃料を保管するスペース。

③資機材保管庫

室面積	約 35 m ²
用途 留意事項	<ul style="list-style-type: none"> • 消防活動用資機材を保管するスペース。

④ポンペ保管庫

室面積	約 10 m ²
用途 留意事項	<ul style="list-style-type: none"> • 空気ポンペを保管するスペース。

⑤乾燥室

室面積	約 10 m ²
用途 留意事項	<ul style="list-style-type: none"> • 防火衣等を乾燥させるスペース。 • 出動準備室に隣接した位置に配置する。

(2) 消防エリア

①出動準備室

室面積	約 50 m ²
用途 留意事項	<ul style="list-style-type: none"> • 消防職員防火衣着装スペース。

②救急消毒室及び救急資機材庫

室面積	約 30 m ²
用途 留意事項	<ul style="list-style-type: none"> • 救急活動で汚染された衣類、資機材等の滅菌消毒・洗浄等を行うスペース。 • 救急資機材の滅菌消毒作業や救急用資機材、薬剤保管スペース。

③通信指令室・指揮対策室

室面積	約 40 m ²
用途 留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・高機能消防指令システムモニタリング・デジタル無線制御及び災害発生時の災害対策本部機能スペース。 ・事務室と隣接し、窓から外部への司会を確保する。 ・将来的に事務室と通信指令室を入れ替えられるようにする。

④通信機械室

室面積	約 5 m ²
用途 留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・各種精密機械の格納室。 ・事務室と一体で配置する。

(3) 執務エリア

①本部・消防署事務室

室面積	約 180 m ² （本部事務室は約 120 m ² 、支署事務室は約 60 m ² を想定）
用途	<ul style="list-style-type: none"> ・消防職員が執務する事務室。 ・本部 13 名分、支署 7 名分のスペースを想定する。 ・出動動線の確保のため、支署事務室を 1 階、本部事務室は上階に配置する。

②消防長室、支署長室・消防団長室

室面積	消防長室：約 20 m ² 支署長室・消防団長室：約 20 m ²
用途	<ul style="list-style-type: none"> ・消防署長及び消防団長用の執務及び応接室。 ・それぞれに応接スペースを設ける。

③緊急援助隊受け入れ施設

室面積	約 130 m ²
用途	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急援助隊の迎え入れ施設。 ・平時は会議室や議会等で使用する。 ・一部を可動間仕切りによって区切ることを可能とし、議員控室（6 名分）として使用可能とする。

(4) 管理エリア

①食堂（待機室）、厨房

室面積	約 35 m ² （待機室と併せて）
用途 留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・職員（主に支署職員）の食堂及び待機室として使用するスペース。 ・火災や救急出動に即応するための待機室を設ける。

②湯沸室

室面積	約 5 m ²
用途 留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・給湯するスペース ・本部及び支署の事務室のそれぞれに配置する。

③仮眠室（男性）

室面積	約 68 m ²
用途 留意事項	<ul style="list-style-type: none"> 本部：通信指令員（24 時間勤務）3 名が夜間仮眠をとるスペース 支署：消防隊及び救急隊（24 時間勤務職員）6 名が夜間仮眠をとるスペース 個室とし 7.5 m²/部屋を確保する。（本部 3 部屋、支署 6 部屋、合計 9 部屋）

④仮眠室・更衣室（女性）

室面積	約 20 m ²
用途 留意事項	<ul style="list-style-type: none"> 職員用貸与被服の保管及び着替え、洗面、洗濯、シャワー、ロッカーを設置したスペース。 女性職員が 24 時間勤務時に夜間仮眠をとるスペース（本部と支署合わせて仮眠室 2 名分を確保） 女性専用とする。

⑤男子更衣室

室面積	約 25 m ²
用途 留意事項	<ul style="list-style-type: none"> 男子職員（本部 19 名分）の更衣スペース。

④洗面室、シャワー室、洗濯・乾燥室

室面積	約 30 m ²
用途 留意事項	<ul style="list-style-type: none"> 24 時間勤務時の洗面、シャワースペース。 洗面設備 3 台、シャワーブース 3 台設置し、本部と支署を兼用する。 消防活動等で汚れた衣類等の洗濯を行うスペース。

⑤トレーニング室

室面積	約 40 m ²
用途 留意事項	<ul style="list-style-type: none"> 職員の体力練成を行うスペース。 出勤の際に出やすく、出勤準備室に近接した位置に設置する。 食堂兼給湯室の一角に配置することも可能。

⑦書庫

室面積	約 20 m ²
用途 留意事項	<ul style="list-style-type: none"> 組合及び消防課の書類、台帳等を長期保管するスペース

⑧物品庫

室面積	約 20 m ²
用途 留意事項	<ul style="list-style-type: none"> 物品や備品類を保管するスペース

（5）消防団エリア・来庁者エリア

①講堂・研修室（消防団詰所）

室面積	約 150 m ²
用途 留意事項	<ul style="list-style-type: none"> 消防署、消防団の各種会議のほか、研修室等としてのスペース。

②消防団資機材保管庫

室面積	約 10 m ²
用途	・ 消防団の活動用資機材を保管するスペース。
留意事項	・ 消防団詰所に隣接した位置に配置。

③女子更衣室（消防団）

室面積	約 15 m ²
用途	・ 女性団員の更衣スペース。（10 名分）
留意事項	

④防災体験コーナー

室面積	約 30 m ²
用途	・ 防災意識や地域防災力向上のため、消防・防災の情報発信スペース・体験ブース
留意事項	ス。

⑤打合せ・相談コーナー

室面積	約 12 m ²
用途	・ 来庁者との打合せ・相談コーナー。
留意事項	・ セキュリティに配慮する。

(6) 共用

①玄関ホール（エントランス）

室面積	面積に併せ適宜
用途	・ 本施設の入口として利用する。
留意事項	

②職員用出入口

室面積	面積に併せ適宜
用途	・ 本施設職員の出入口として利用する。
留意事項	

③トイレ

室面積	面積に併せ適宜
用途	・ 男女及び多目的トイレ。
留意事項	・ 各階に人員規模に応じた個数を確保する。 ・ 出勤時に利用しやすい動線を考慮して設ける。 ・ 身障者の利用可能（オストメイト）な便所を来庁者フロアに設置する。

(7) 設備

①電気室、機械室、自家発電室

室面積	約 70 m ²
用途	・ 庁舎の電気室及び機械室として使用する。
留意事項	・ 自家発電のため、72 時間分の屋外タンクスペースが必要。

(8) その他**①ホース乾燥塔 兼 訓練棟（搭屋）**

室面積	約 30 m ²
用途 留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・火災等で使用したホースを乾燥させるスペース。 ・訓練棟を兼ねた施設。 ・緊急車両等車庫兼用とし、敷材搬送車を配置する。 ・アンテナ、サイレンを設置する。

②副塔

室面積	約 30 m ²
用途	<ul style="list-style-type: none"> ・訓練棟を兼ねた施設。 ・地上 3 階程度の高さとする。 ・副塔の下に 40t の防火水槽を設置する。

③消防車両転回スペース

室面積	施設配置に併せ適宜
用途 留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急車両が安全に出入庫できるための車両転回安全確保スペース（舗装）。 ・前面道路まで、最低 20m の幅を確保する。 ・消防車両の転回荷重に耐える舗装とする。 ・放水訓練等で十分な排水が可能なように排水溝を設け、床勾配を 1/100 以上確保する。

④駐車場

室面積	施設配置に併せ適宜
用途 留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・来庁者及び職員駐車場、災害時消防団員駐車場。（最大 80 台分確保し、そのうち消防団は最大 45 台を想定） ・道路からの進入路は、緊急車両用とは別とする。 ・来庁者動線と緊急車両動線が交錯しないように留意する。

⑤駐輪場

室面積	施設配置に併せ適宜
用途 留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・来庁者及び職員の駐輪場として使用する。

⑥備蓄庫

室面積	施設配置に併せ適宜
用途 留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時に使用する備蓄品を収納する倉庫。 ・町防災計画の備蓄品に則りスペースを確保する。

7-2 配置計画

7-2-1 計画条件

- 建設地は、災害時において災害対策本部が設置される新役場庁舎と連携のしやすい近接した場所とし、さらに緊急輸送道路となっている道道千歳鷗川線の沿道に位置する敷地を候補とします。（敷地面積：約 5,600 m²）
- 敷地に隣接する河川敷地（約 2,000 m²）についても、関係機関と協議を行い、活用することも含めて検討します。
- 厚真川の洪水浸水想定区域に含まれているため、消防活動に必要となる諸室は、想定最大規模の洪水を想定し、浸水しない安全性を確保した高さとします。
- 消防車両は道道千歳鷗川線からの出動とし、本部車両や消防団、来庁者等、敷地北側からの動線も確保します。
- 車庫前に訓練・作業場としての十分なスペース（最低 20m）を設けます。
- 一般来庁者と緊急出動車両がなるべく交錯しないような車両動線及び建物配置とします。
- 出動時の職員不在に伴い防犯セキュリティを整備します。
- 消防活動拠点施設としての機能を有するものとします。

7-2-2 建築計画

(1) 平面・動線計画

- 各部門、諸室の特性を踏まえた、機能性を重視した平面計画とします。
- 緊急時の出動動線や、消防救急活動後の衛生面（汚れの持ち込みなど）を考慮したゾーニング、動線計画とします。
- 階段及び廊下は、出動動線も踏まえた明快で利用しやすい位置構成とします。
- 本部エリアと支署エリアを分離した、動きやすい動線とします。
- 職員動線と消防団動線、来庁者動線を区分した動線とし、セキュリティに配慮します。

(2) 断面計画

- 敷地の高低差を活用し、地下1階地上2階によるゾーニングを想定します。
- 各部門、諸室の特性を踏まえた、適切な階高設定・階層構成とします。

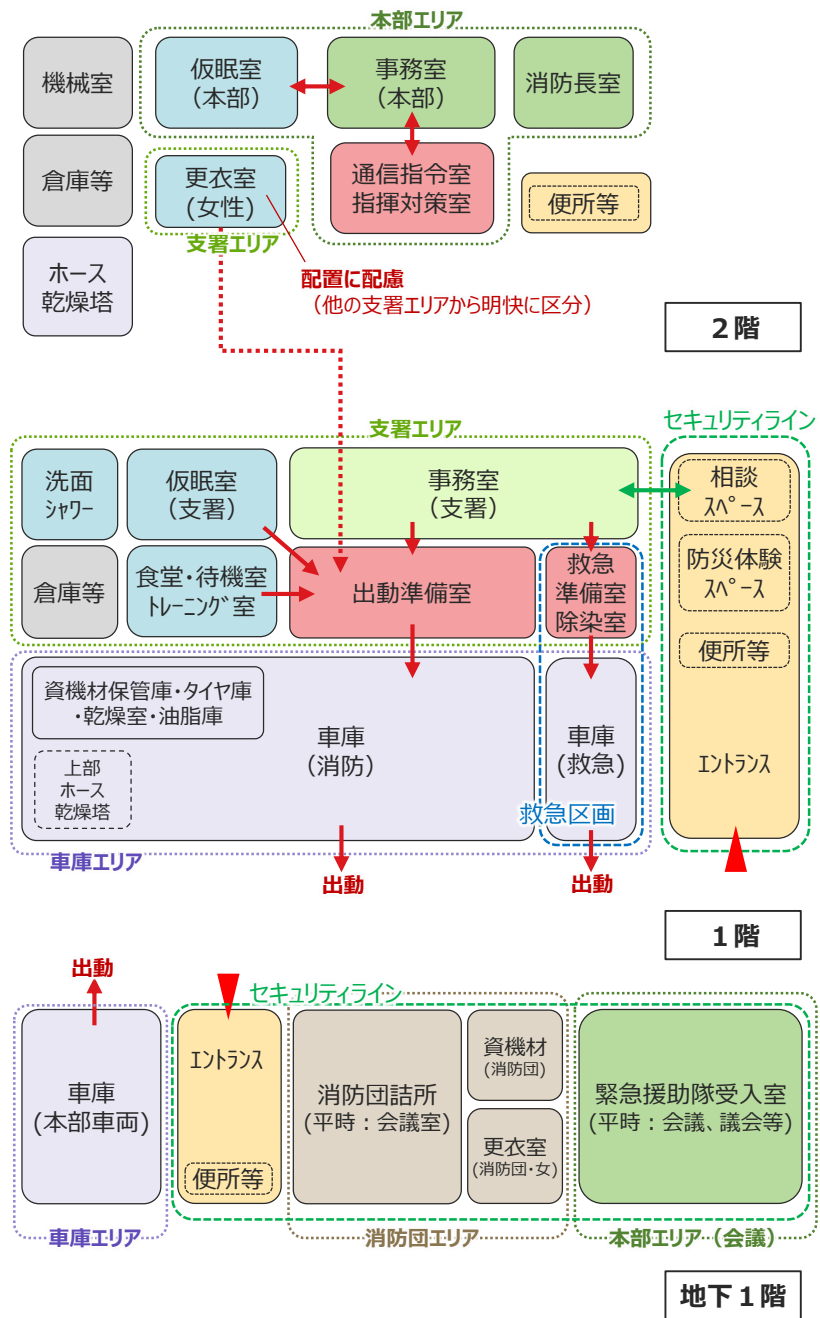
7-2-3 構造計画

- 公共建築物構造計画の用途係数区分：1.5
- 構造体の耐震に関する性能については、消防署の災害時における救援機能の保持が必要なため、「官庁施設の総合耐震計画基準」より、以下のとおりとします。

構造体の耐震安全性能の分類：I 類
 建築非構造部材の耐震安全機能の分類：A 類
 建築設備の耐震安全性の分類：甲類

- 各種機器の荷重を考慮した構造計画とします。また、訓練塔においては、放水による水の重量・機材の衝突等による耐衝撃性を考慮します。

【平面ゾーニングイメージ】



【断面ゾーニングイメージ】

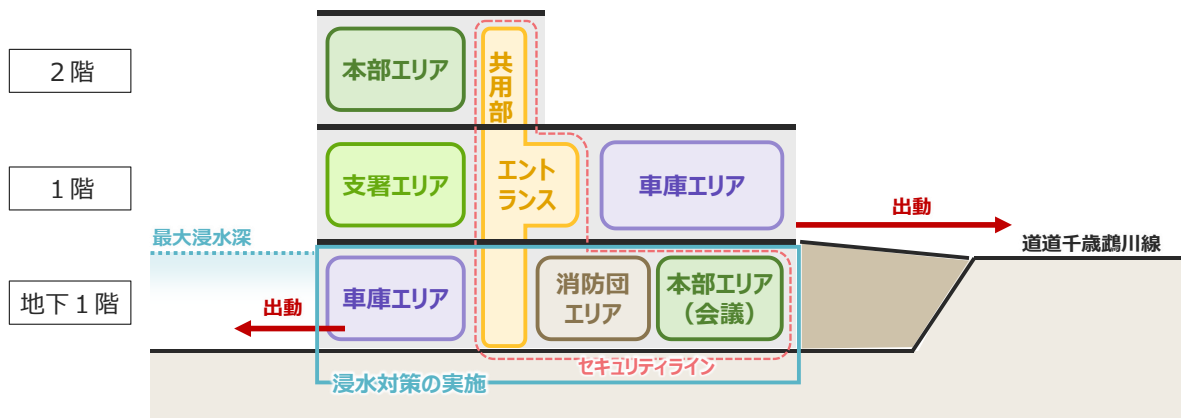


図 機能ゾーニングイメージ

第8章 既存施設の改修計画

8-1 総合福祉センター

- 文化芸術活動等を通じた町民活動の活発化と交流人口の拡大のため、大集会室における舞台機能及び観覧席の機能強化に向けて、町民意向を踏まえながら、施設機能の強化を検討します。
- 大規模なイベントに対応できるよう、大集会室を改修し、300人規模から400人規模を収容できるようホール機能の強化を検討します。(大集会室：約550㎡→750㎡)
- 大集会室のステージと控室が狭隘化していることから、十分な広さを確保できるよう機能の拡張を検討します。
- 大規模災害時の災害対策本部機能、支援部隊の指揮活動機能、仮眠・休憩機能を確保するために必要となるインフラ等の整備を検討します。
- バリアフリーに配慮します。

8-2 総合ケアセンターゆくり

- 窓口部門が役場庁舎に集約化されることにより、現在の事務室を活用するため、内部改修を行い、各団体等の事務室とすることを想定します。

第9章 広場計画

9-1 機能

庁舎周辺エリアの中央に、京町公園とつたえり公園の再整備により広場を整備します。

具体的な機能及び配置については、「厚真にぎわい会議（町民ワークショップ）」で出された意見を踏まえながら、文化交流施設・（仮称）アイヌ歴史文化センターや総合福祉センター等も含めた施設運営方法・活用プログラム等の検討を行い、基本設計時に具体的な詳細検討することとします。

- ① リラックスできる場所
- ② 食が楽しめる場所
- ③ 生活に便利な場所
- ④ 学習と仕事ができる場所
- ⑤ 文化が育まれる場所
- ⑥ 厚真町を知り歴史に触れられる場
- ⑦ 健康になれる場所
- ⑧ つながりが生まれる場所
- ⑨ 楽しく遊べる場所
- ⑩ 活動や挑戦をサポートしてくれる場所
- ⑪ 子どもや子育て世帯が過ごせる場所
- ⑫ 災害があっても安心安全な場所



星を眺める



ほっと寛げる
落ちつき場所



厚真の自然を
感じる広場



木陰のベンチ
くつき



厚真のリビング
（茶の間）



ジギスカン



厚真産が買える
直売所



電通供給
コミュニティ
販売車が集まる



地元・家庭菜園の
農産物が買える



食いつき



見・触れ・体験し
本を語り学ぶ



フリーマーケット



オープンシネマ



フラッと立ち寄れる
よき場所



めちやくさやどりの砂場



ハスカーの植栽



筋トレ



フォレスト
ラン...



田中で
お話を聞ける



オープン雑草スペース



ヨガ



活・活は
100%体験



体験
ウォーキング



厚真の森の空気感



豊かな体験



お茶に行こうよ
言える場所



野外ステージ



大人も遊べる場



木の遊具



水遊びできる
暖水公園



遊ぶための
公園のしがい



お茶を飲む
お茶の公園



放課後子ども
遊び場



雨の日でも
遊べる公園



親が集まる



親同士が
集まる



防災公園



災害時の
避難場所



暑い夏や寒い
冬に合わせた
多機能体験広場



遊具を使った
遊具の体験

図 町民ワークショップにおける広場の活用アイデア

第10章 事業計画

10-1 事業手法

事業手法について、従来方式・DB方式・DBO方式・PFI方式の比較を行い、設計・施工を一括発注することで、設計内容や施工方法に民間事業者の創意工夫を活かせること、スケジュールの短縮面で有利であることから、**DB方式**を採用します。

DB方式による発注にあたっては、必要に応じ、適切な工区に分けて発注することを想定します。

表 事業手法の比較

	従来方式	DB方式 (設計・施工一括発注方式)	DBO方式	PFI方式
概要	設計・施工・維持管理などの実施企業をそれぞれ別々に選定・発注し、個別に業務を実施する方式	事業者が施設の設計・施工を一括して行い、施設の維持管理運営、所有、資金調達は公共が行う方式	事業者が施設の設計・施工・維持管理運営を一括して行い、施設の所有、資金調達は公共が行う方式	事業者が、事業契約に基づき設計・施工・維持管理運営を包括的に実施する方式。
財政負担の抑制	民間事業者が参加しやすく、特に建設発注時には競争により工事費を抑制することが可能 分離発注・仕様発注ではコスト削減は期待できない	一括して設計・施工を行うため、設計段階から工事費の高騰などを防ぐことができ、目標額との大幅なずれをなくすることができる	設計・施工・維持管理・運営一括発注、性能発注により、民間ノウハウを活用した複数業務間の効率化が図られ、コスト削減が期待できる	設計・施工・維持管理・運営一括発注、性能発注により、民間ノウハウを活用した複数業務間の効率化が図られ、コスト削減が期待できる
	△	○	○	○
スケジュールの見通し	町が施設整備事業の発注を行う際の標準的な手法であるため、事業全体のスケジュールを管理しやすく、また、国の財政支援措置を活用する面でも見通しがたやすい	設計段階から施工計画の検討や資材調達を行うことができ、工期短縮を図れる 設計施工一括で行う事で期中の変更に對しスケジュールの融通性がある。 発注時に要求水準書等の作成や、事業者選定手続きに期間により、国の財政支援措置活用スケジュールに間に合わない可能性がある DB方式での庁舎整備事例が少ない。	発注時に要求水準書等の作成や、事業者選定手続きに期間を要するため、国の財政支援措置活用スケジュールに間に合わない可能性がある DBO方式での庁舎整備事例が少なく、スケジュール等の見通しがたてにくい	PFI法に定められた、実施方針の公表、特定事業の選定等の諸手続きが必要 公共と事業者双方にとって応募や選定、契約に係る手続きの負担が大
	△	○	△	▲
町民・行政の意見反映	業務ごとに各段階での町民や行政の意向を反映した町の仕様書に基づき発注。その後の期中変更は手続きが煩雑。	要求水準書により契約。具体的な基本設計、実施設計を進める中で、町民や行政の意向を反映した設計を行ない、期中変更手続きも同一人格で行う為、比較的スムーズ。	運営者が決まった状態で町民や行政の意見を具体的に反映させながら設計を進める事が出来る。	運営者が決まった状態で町民や行政の意見を具体的に反映させながら設計を進める事が出来る
	○	○	○	○
民間の創意工夫	設計や施工が個別発注となるため、民間事業者（建設会社）の創意工夫の活用は限定的となる	設計・施工の一括発注により、設計内容や施工方法に建設会社の創意工夫が活用されやすい	設計・施工・維持管理・運営を一括発注により、民間事業者の創意工夫を発揮しやすい ただし、民間事業者にと	設計・施工・維持管理・運営を一括発注により、民間事業者の創意工夫を発揮しやすい

	従来方式	DB方式 (設計・施工一括発注方式)	DBO方式	PFI方式
			つては、PFI方式と比較して創意工夫を活かす余地は減る 長期契約による財政・サービスの硬直化が懸念され、柔軟な契約内容の変更を行いにくい	
	△	○	○	○
地元企業の参画	設計と施工が個別発注となるため、地元企業が参画しやすい	地元企業が単独で参画するには難しい事業規模であるため、設計・施工を行う共同体を組む必要がある 募集要件に地元事業者とのJVに関する規定を設定することで地元企業参画機会の確保は可能。	地元企業が単独で参画するには難しい事業規模であるため、設計・施工・維持管理・運営を行う共同体を組む必要がある 募集要件に地元事業者とのJVに関する規定を設定することが必要となる	地元企業が単独で参画するには難しい事業規模であるため、設計・施工・維持管理・運営を行う共同体を組む必要がある 募集要件に地元事業者とのJVに関する規定を設定することが必要となる
	○	△	△	△
民間の参画可能性	設計と施工が個別発注となるため、民間事業者の参画可能性は高い。	設計・施工を行う共同体を組む必要がある。	設計・施工・維持管理を行う共同体を組む必要があり、各社出資が必要となる 官民連携事業において、図書館の運営実績のある事業者に限られる	設計・施工・維持管理・運営を行うSPCを組成する必要があるためハードルが高い 官民連携事業において、図書館の運営実績のある事業者に限られる
	○	○	▲	▲
総合評価	スケジュールの確保が難しく、民間事業者の創意工夫が限定的であることが課題 運営方法の検討が別途必要となる	スケジュールの短縮面で有利。 地元企業の参画に課題はあるものの、要件の設定により参画可能であることから、総合的な観点から有効な手法と判断できる 運営方法の検討が別途必要となる	運営を想定した設計施工が可能であるが、要件を満たす民間事業者が少ないと想定され、民間事業者の参画可能性が課題	運営を想定した設計施工が可能であるが、要件を満たす民間事業者が少ないと想定され、民間事業者の参画可能性が課題
	△	○	△	△

10-2 事業スケジュール

現時点で想定している事業スケジュールを以下に示します。

令和5年度から、広場を囲うように整備する役場庁舎、文化交流施設・(仮称)アイヌ歴史文化センター、総合福祉センター(改修)を含めた庁舎周辺エリア一体の基本設計を行います。

役場庁舎は令和6年度からDBによる発注を想定し、令和8年度中の竣工を目指します。

文化交流施設・(仮称)アイヌ歴史文化センターについてもDBによる発注を想定し、令和8年度中の竣工を目指し、広場・公園、総合福祉センターは令和9年度中の竣工を目指します。

消防庁舎は、令和8年4月からの供用開始を目指し、令和5年度に基本設計、令和6年度からDBによる設計・施工一括による事業者の選定を行うものとしします。

ただし、①交付金申請等の財源確保に基づくもの、②発注方法に基づくものによってはスケジュールの変更も考えられますが、財政の平準化も考慮しながら、早期実現を目指して検討します。

表 想定事業スケジュール

区分	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)	
役場庁舎	基本 構想 ・ 基本 計画	基本 設計	実施 設計	施工 (建設)	供用				
文化交流施設・(仮称)アイヌ歴史文化センター				実施 設計	施工 (建設)	供用			
総合福祉センター						実施 設計	施工 (改修)	供用	
広場・公園						実施 設計	施工	供用	
消防庁舎				基本設計	実施設計 造成 造成	施工 (建設)	供用		

10-3 概算事業費・財源

10-3-1 概算事業費

概算事業費を以下に示します。

表 概算事業費（税別）

No.	施設名	区分	面積 (㎡)	概算事業費 (億円)
1	新役場庁舎	建設	2,900	20.7
2	文化交流施設	建設	2,360	16.4
	文化交流施設 (仮称) アイヌ歴史文化センター		2,000 360	13.9 2.5
3	青少年センター	解体	-	0.8
4	創作館	解体	-	0.1
5	児童会館	解体	-	0.3
6	総合福祉センター	改修	598	2.7
7	旧母子健康センター	解体	-	0.1
8	外構（京町3号線延長 含む道路・公園・駐車場等）	整備	-	7.5
9	その他（備品）	備品		2.0
合 計				50.6
10	新消防庁舎	建設	2,000	13.0
11	現消防庁舎	解体	-	0.5
合 計				13.5

※調査・計画設計費、工事監理費、移転費等は含まれていません。

※（仮称）アイヌ歴史文化センターには、展示工事費は含まれていません。

※今後の社会情勢により建設資材の高騰や人件費の上昇などにより変動する可能性があります。

10-3-2 財源

国土交通省「都市構造再編集中支援事業」や「サステナブル建築物等先導事業」、「優良木造建築物等整備推進事業」、環境省「レジリエンス強化型 ZEB 実証事業」、林野庁「JAS 構造材利用拡大事業」、内閣府「アイヌ政策推進交付金」等の各種補助・交付金制度について情報収集を行い、積極的な活用を目指します。

III 資料編

資料 1. 検討体制

本計画の検討にあたっては、町職員で構成される「厚真町庁舎及び周辺等整備基本構想検討委員会」及び「厚真町庁舎周辺等整備計画策定プロジェクト委員会（PT 会議）」を設置し、計画の全体的な検討を行いました。

さらに、4つの部会を設置し、各分野における詳細検討を行うとともに、役場庁舎に関しては職員ワークショップを開催し、検討を重ねました。

検討にあたっては、にぎわい会議（町民ワークショップ）、アンケート調査、町民説明会等の町民参加の場を設定し、町民意向を十分踏まえた計画としました。

また、令和4年11月からは、厚真町庁舎周辺等整備アドバイザー（学識経験者に委嘱）からの助言を受けながら、計画をとりまとめました。

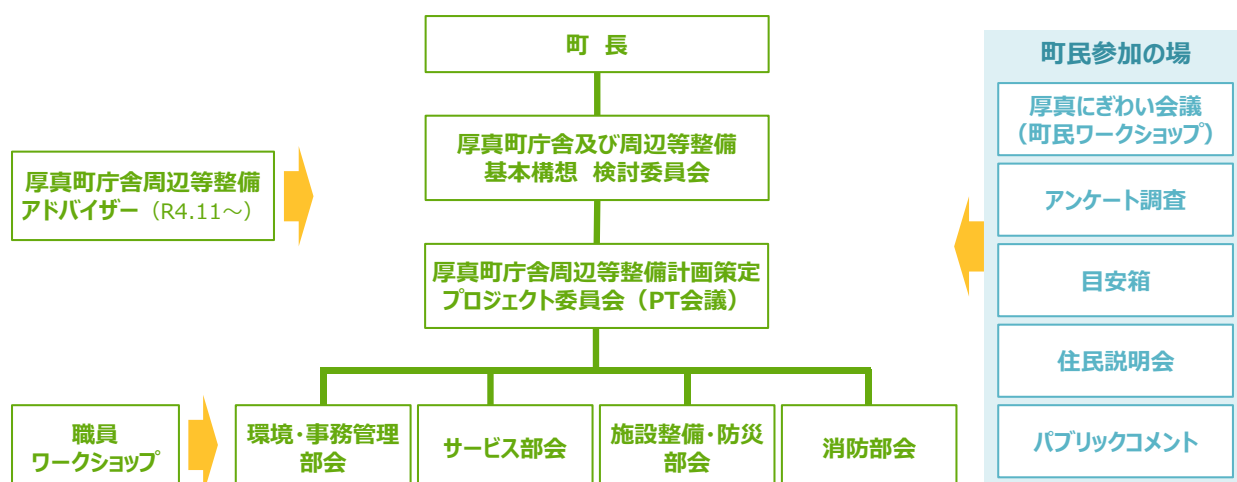


図 検討体制

資料2. 検討経緯

●：庁内会議 ●：部会、職員WS、視察 ●：町民参加の場

年	月日	経過実績
令和3年 (2021年)	4月8日	●第1回厚真町庁舎周辺等整備計画策定プロジェクト委員会
	4月12日	●第1回厚真町庁舎及び周辺等整備基本構想検討委員会
	4月22日	●第2回厚真町庁舎周辺等整備計画策定プロジェクト委員会
	4月27日	●第2回厚真町庁舎及び周辺等整備基本構想検討委員会
	5月13日	●第3回厚真町庁舎周辺等整備計画策定プロジェクト委員会
	5月26日	●第3回厚真町庁舎及び周辺等整備基本構想検討委員会
	5月28日	●消防ヒアリング
	6月3日～18日	●町民アンケート調査実施
	7月2日	●第4回厚真町庁舎周辺等整備計画策定プロジェクト委員会
	7月16日	●第5回厚真町庁舎周辺等整備計画策定プロジェクト委員会
	7月27日	●第4回厚真町庁舎及び周辺等整備基本構想検討委員会
	7月30日	●第6回厚真町庁舎周辺等整備計画策定プロジェクト委員会
	8月5日	●第1回厚真にぎわい会議 ※コロナにより中止
	8月24日	●第2回厚真にぎわい会議 ※コロナにより中止
	9月13日	●第7回厚真町庁舎周辺等整備計画策定プロジェクト委員会
	10月1日	●第8回厚真町庁舎周辺等整備計画策定プロジェクト委員会
	10月4日	●第5回厚真町庁舎及び周辺等整備基本構想検討委員会
	10月14日	●第1回庁舎周辺等整備基本構想・基本計画策定に係る作業部会全体説明会 ●第1回厚真にぎわい会議
	10月21日	●第1回消防部会
	11月2日	●第1回庁舎周辺等整備基本構想・基本計画策定に係る職員ワークショップ
	11月11日	●第1回庁舎周辺等整備基本構想・基本計画策定に係る各作業部会 (①環境・事務管理部会、②サービス部会、③施設整備・防災部会)
	11月15日	●第2回厚真にぎわい会議
	11月16日	●第2回庁舎周辺等整備基本構想・基本計画策定に係る職員ワークショップ
	12月1日	●第3回庁舎周辺等整備基本構想・基本計画策定に係る職員ワークショップ ●第9回厚真町庁舎周辺等整備計画策定プロジェクト委員会
	12月7日	●第2回庁舎周辺等整備基本構想・基本計画策定に係る各作業部会 (①環境・事務管理部会、②サービス部会、③施設整備・防災部会)
	12月16日	●道内先進地視察(サービス部会)(～17日)※北見市、美幌町、幕別町
	12月20日	●第6回厚真町庁舎及び周辺等整備基本構想検討委員会
12月21日	●第4回庁舎周辺等整備基本構想・基本計画策定に係る職員ワークショップ ●第3回厚真にぎわい会議	
12月22日	●道内先進地視察(環境・事務管理部会①)※ニセコ町、倶知安町、札幌市 ●道内先進地視察(環境・事務管理部会②)(～23日)※上砂川町、新十津川町、雨竜町、当麻町、東川町	
令和4年 (2022年)	1月11日	●第4回厚真にぎわい会議
	1月19日	●第10回厚真町庁舎周辺等整備計画策定プロジェクト委員会
	1月21日	●第7回厚真町庁舎及び周辺等整備基本構想検討委員会
	1月26日	●道内先進地視察(施設整備・防災部会)(～27日) ※コロナにより中止
	2月4日	●第2回消防部会
	3月9日	●厚真町議会定例会において、本事業を5年程度見直しすべきとする「厚真町庁舎周辺等整備基本構想・基本計画(素案)に対する決議」案が可決
	4月～12月	●新庁舎周辺等整備調査検討特別委員会において、素案に関する調査を実施 → 『基本構想・基本計画に基づいて事業を推進されたい』という申し入れを受ける
10月27日	●第3回消防部会	
11月16日	●第4回消防部会	
令和5年 (2023年)	1月12日	●第5回消防部会
	2月13,15,16日	●住民説明会 (①厚北地域防災コミュニティセンター「ならやま」、②総合福祉センター、③厚南会館)
	2月10日～3月10日	●パブリックコメント

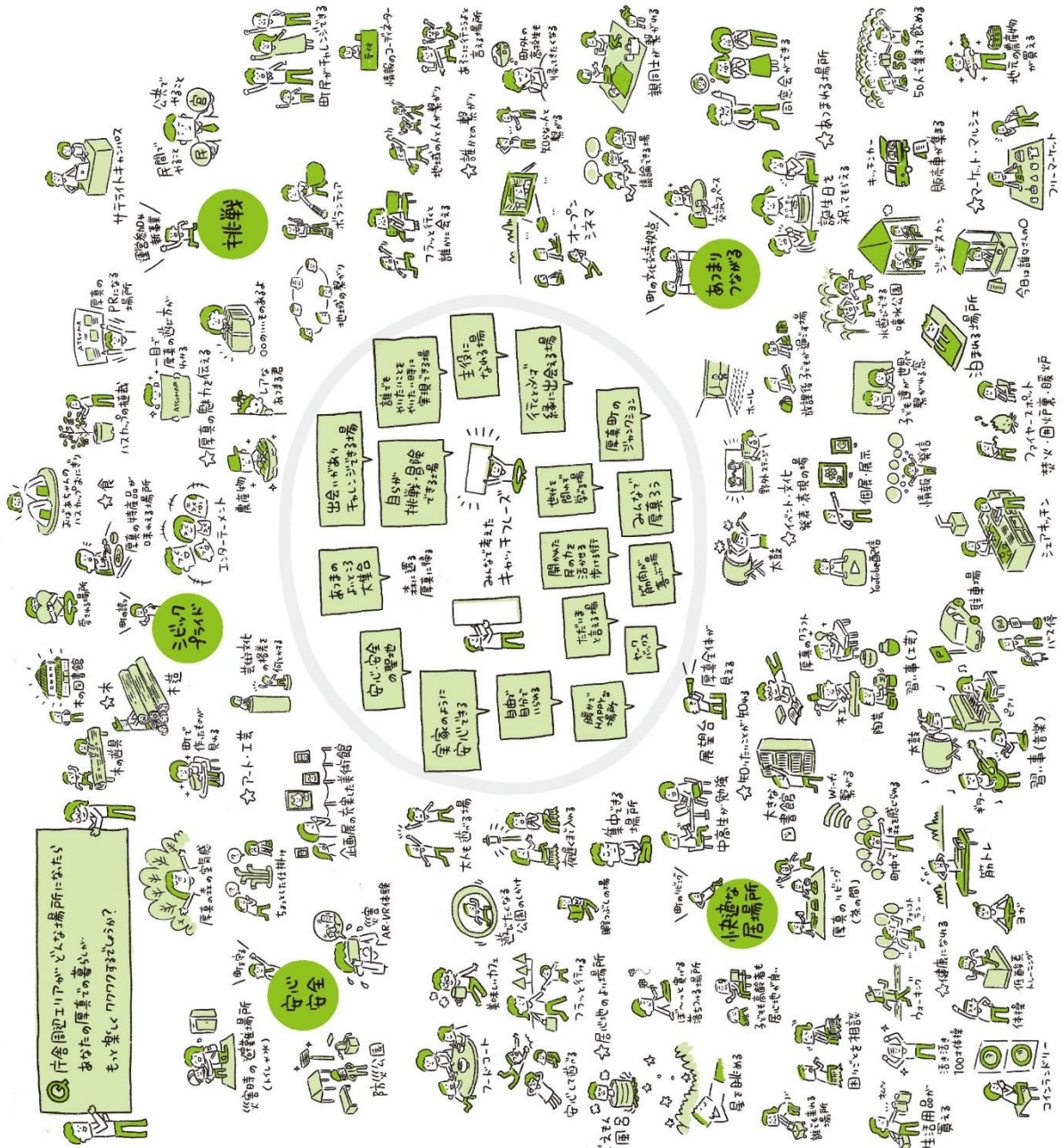
資料3. 厚真にぎわい会議（町民ワークショップ）の開催結果

(1) 開催概要

	開催概要
第1回	<p>「厚真町のワクワクする暮らしを考えよう！」</p> <p>日時：令和3年10月14日（木）18:30～21:00 場所：オンライン プログラム： 1. 厚真町庁舎周辺等整備プロジェクトの説明 2. ワークショップ 「庁舎周辺エリアがどんな場所になったら、厚真での暮らしがもっと楽しく、わくわくしそうか？」みんなでアイデアを出してみよう！ 3. 全体発表・まとめ 参加人数：30名</p>
第2回	<p>「テーマ別で庁舎周辺エリアにほしいものについて考えよう」</p> <p>日時：令和3年11月15日（月）18:30～21:00 場所：総合福祉センター大集会室＋オンライン プログラム： 1. 前回のふり返りと今回のテーマについて 2. ワークショップ ○ 第1ラウンド「グループごとにテーマ決め」 ○ 第2ラウンド「テーマ深堀り①」 ○ 第3ラウンド「テーマ深堀り②」 3. 全体発表・まとめ 参加人数：オンライン17名 現地13名 計30名</p>
第3回	<p>「仮の計画をもとに具体的な機能やサービスを考えよう」</p> <p>日時：令和3年12月21日（火）18:30～21:00 場所：総合福祉センター大集会室＋オンライン プログラム： 1. 前回のふり返りと今回のテーマについて 2. 現時点の仮計画の共有 3. ワークショップ ①ここで、あなたはどんなことをしたいですか？どう利用したいですか？ ②ここに、どんな機能やサービスが追加されると良いと思いますか？ 4. 全体発表・まとめ 参加人数：オンライン12名 現地15名 計27名</p>
第4回	<p>「こんな構想・計画はどうでしょう？お披露目&フィードバック会」</p> <p>日時：令和4年1月11日（火）18:30～21:00 場所：総合福祉センター大集会室＋オンライン プログラム： 1. 前回のふり返りと今回のテーマについて 2. 仮計画アップデート版の共有 3. ワークショップ アップデートが反映された模型を眺めながら、『仮の構想・計画について、具体的に「もっとこうしてほしいな」「もっとこうなったらいいな」と思うことは？』 4. 全体発表・まとめ 参加人数：オンライン9名 現地30名 計39名</p>

(2) 開催結果

第1回



厚真町復興協議
ONLINE
11にぎわい会議

2021.10.14 18:30～
第1回 厚真町の復興を考えよう！

オンライン会議
参加者17名
生中継7名
この日は盛りだくさん！

厚真町の復興は、
安全・安心・生活・居場所・つながり
を軸に考えよう！

目的
厚真町の復興を
考える
基本計画に
関係する
意見交換

参加者
町民代表
関係機関
専門家

趣旨
厚真町の復興を
考える
基本計画に
関係する
意見交換

町長 宮庭尚市
復興～倉川フェーズ

厚真町行合周迎整備
700プロジェクト

目的
厚真町の復興を
考える
基本計画に
関係する
意見交換

参加者
町民代表
関係機関
専門家

趣旨
厚真町の復興を
考える
基本計画に
関係する
意見交換

町長 宮庭尚市
復興～倉川フェーズ

町長からの挨拶

全4回の700プロジェクト

1) 700プロジェクトの意義は何か？
2) 厚真町の復興は、何を軸にするのか？
3) 厚真町の復興を軸に、具体的な復興をどう考えるのか？
4) 厚真町の復興を軸に、具体的な復興をどう考えるのか？

町長 宮庭尚市
復興～倉川フェーズ

第4回

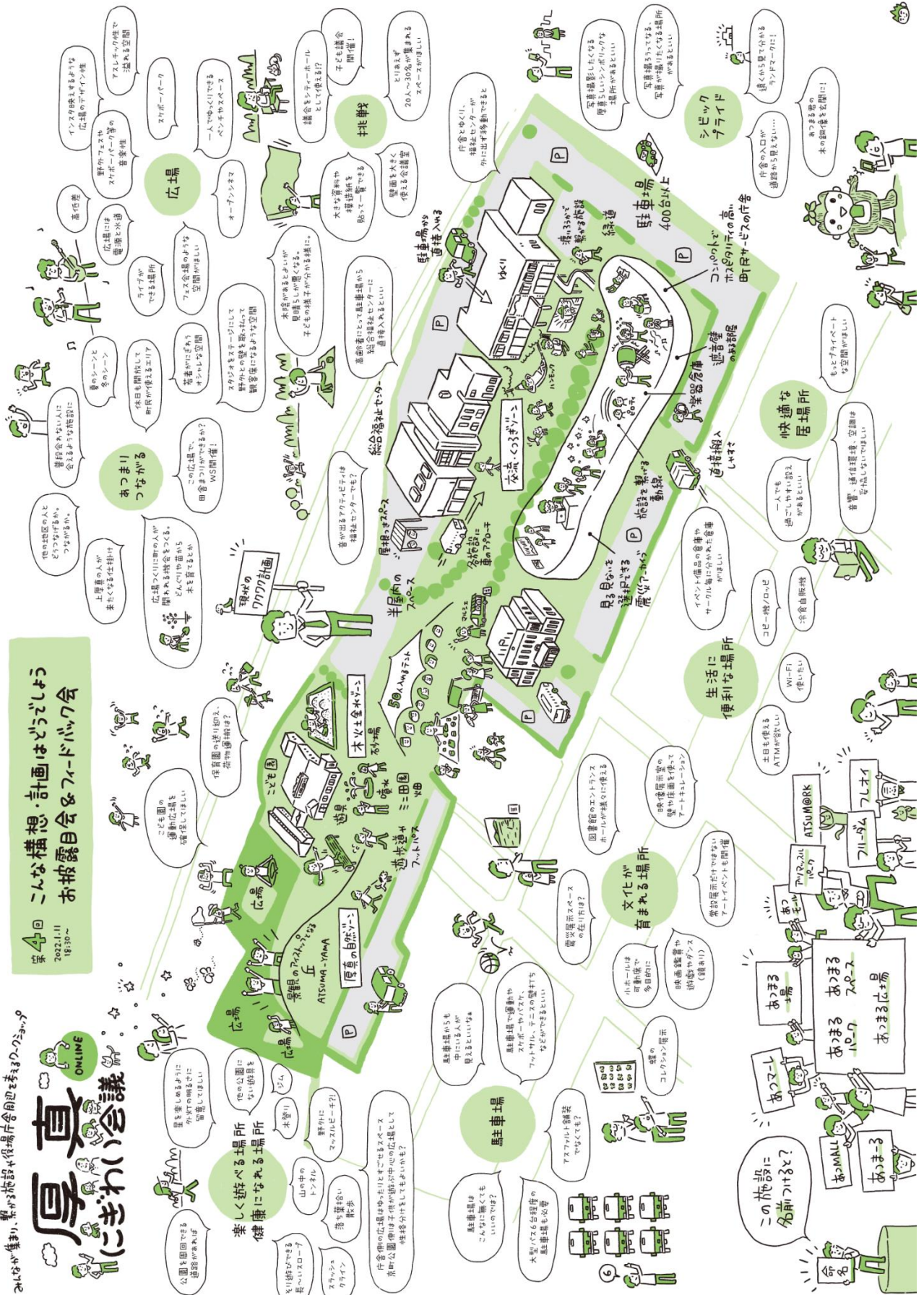
第4回 豊かな構想計画はどうでしょう
お披露目会&フードブック会

2022.1.11
18:30~

厚真
にぎわい会議

おはなや集まり... 聖なる施設が会場から自由な遊歩道のマッピング

ONLINE



お披露目会
お披露目
お披露目
お披露目
お披露目

お披露目
お披露目
お披露目
お披露目
お披露目

お披露目
お披露目
お披露目
お披露目
お披露目

お披露目
お披露目
お披露目
お披露目
お披露目

お披露目
お披露目
お披露目
お披露目
お披露目

お披露目
お披露目
お披露目
お披露目
お披露目

お披露目
お披露目
お披露目
お披露目
お披露目

お披露目
お披露目
お披露目
お披露目
お披露目

お披露目
お披露目
お披露目
お披露目
お披露目

お披露目
お披露目
お披露目
お披露目
お披露目

お披露目
お披露目
お披露目
お披露目
お披露目

お披露目
お披露目
お披露目
お披露目
お披露目

お披露目
お披露目
お披露目
お披露目
お披露目

お披露目
お披露目
お披露目
お披露目
お披露目

お披露目
お披露目
お披露目
お披露目
お披露目

お披露目
お披露目
お披露目
お披露目
お披露目

お披露目
お披露目
お披露目
お披露目
お披露目

お披露目
お披露目
お披露目
お披露目
お披露目

お披露目
お披露目
お披露目
お披露目
お披露目

お披露目
お披露目
お披露目
お披露目
お披露目

お披露目
お披露目
お披露目
お披露目
お披露目

お披露目
お披露目
お披露目
お披露目
お披露目

お披露目
お披露目
お披露目
お披露目
お披露目

お披露目
お披露目
お披露目
お披露目
お披露目

お披露目
お披露目
お披露目
お披露目
お披露目

お披露目
お披露目
お披露目
お披露目
お披露目

お披露目
お披露目
お披露目
お披露目
お披露目

お披露目
お披露目
お披露目
お披露目
お披露目

お披露目
お披露目
お披露目
お披露目
お披露目

お披露目
お披露目
お披露目
お披露目
お披露目

お披露目
お披露目
お披露目
お披露目
お披露目

お披露目
お披露目
お披露目
お披露目
お披露目

お披露目
お披露目
お披露目
お披露目
お披露目

厚真町庁舎周辺等整備基本構想・基本計画
(素案)

令和5年2月

発行

厚真町

〒059-1692 北海道勇払郡厚真町京町 120 番地

TEL : 0145-27-2321